令和4年12月7日

1. 出席議員

1	番	西		_	郎	
2	番	宮	崎	幸	宏	
3	番	笠	継	健	吾	
4	番	中	村	日出代		
5	番	池	田	廣	志	
6	番	杉	原	元	博	
7	番	樋	口	作	<u> </u>	

9 番 中村 一 尭 茂 11 番 伊東 12 番 博 紀 徳村 13 番 福 井 正 14 番 松尾 征 子 義太 15 番 松田 一美 16 番 角田

2. 欠席議員

8 番

10 番 勝 屋 弘 貞

中村

和 典

3. 本会議に出席した事務局職員

 事務局長補佐
 操口
 貴司

 議事管理係長
 国 明美

4. 地方自治法第121条により出席した者

市			長	松	尾	勝		利
副		市	長	藤	田	洋	_	郎
教	汝 育			中	村	和		彦
総	務	部	長	田	﨑			靖
総務部理事兼選挙管理委員会事務局長			Щ	原	逸		生	
市民部長兼福祉事務所長兼税務課長			岩	下	善		孝	
産	業	部	長	Щ	﨑	公		和
建	設 環	境	部長	Щ	浦	康		則
総務課長兼選挙管理委員会事務局参事				白	仁 田	和		哉
人村	雀 · 同	和対策	意課 長	中	尾	美	佐	子
企	画財	政	課長	Щ	П	徹		也
財政調整監兼企画財政課参事				村	田	秀		哲
市	民	課	長	Щ	﨑	智	香	子
保	険 健	康	課長	広	瀬	義		樹
福	祉	課	長	中	村	祐		介
商	工 観	光	課長	. Д	П			洋
農	林水	産	課長	江	島	裕		臣
農	業委員	会事務	易局 長	田	中	宏		幸
都	市建	設	課長	橋	JII	宜		明
都	市建	設 課	参 事	中	野			将
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長				田	代			章
教育次長兼教育総務課長			江	頭	憲		和	
生涯学習課長兼中央公民館長				嶋	江	克		彰

令和4年12月7日(水)議事日程

開 議 (午前10時)

日程第1	議案第69号	令和4	年度鹿島市-	一般会計補正予算	(第6号)	について	(質疑、
		討論、	採決)				

日程第2 議案第70号 令和4年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に ついて(質疑、討論、採決)

日程第3 議案第71号 令和4年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) について(質疑、討論、採決)

日程第4 議案第72号 令和4年度鹿島市給与管理特別会計補正予算(第1号)について(質疑、討論、採決)

日程第5 議案第73号 鹿島公民館の指定管理者の指定について

議案第74号 能古見公民館及び鹿島市のごみふれあい楽習館の指定管理者の 指定について

議案第75号 古枝公民館及び鹿島市林業センターの指定管理者の指定につい て

議案第76号 浜公民館及び鹿島市臥竜ヶ岡体育館の指定管理者の指定につい て

議案第77号 北鹿島公民館の指定管理者の指定について

議案第78号 七浦公民館及び鹿島市漁村センターの指定管理者の指定につい て

(一括質疑、一括討論、採決)

日程第6 議案第79号 財産の取得について(質疑、討論、採決)

午前10時 開議

〇議長(角田一美君)

おはようございます。現在の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程どおりといたします。

日程第1 議案第69号

〇議長(角田一美君)

それでは、日程第1. 議案第69号 令和4年度鹿島市一般会計補正予算(第6号)についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。村田財政調整監。

〇財政調整監(村田秀哲君)

おはようございます。それでは、議案第69号 令和4年度鹿島市一般会計補正予算(第6号)について御説明いたします。

議案書は50ページとなっております。

この案について、別紙のとおり補正予算書を提出するものでございます。

説明は補正予算書と議案説明資料でいたしますので、御準備をお願いします。

補正予算書1ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に438,181千円を追加し、補正後の予算の総額を16,461,177千円といたすものでございます。

翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正によります。

債務負担行為の追加は、第3表 債務負担行為補正によります。

地方債の追加、変更は、第4表 地方債補正によります。

2ページから8ページは今回補正の集計表でございます。

9ページをお願いします。

第2表 繰越明許費補正は、諸般の事情で予算を令和5年度に繰り越して執行する繰越明 許費でございます。

市営住宅改修事業を令和5年度に繰り越して執行する予定といたしております。繰越理由 等は議案説明資料67ページに記載しておりますので、後ほど御参照ください。

10ページをお願いします。

第3表 債務負担行為補正でございます。

市報「広報かしま」作成業務につきましては、これまで本市の職員が作成しておりましたが、令和5年度からの市報の全戸配付実施に伴い、よりよい紙面で情報発信することを目的として、専門性の高い民間業者へ市報作成業務を委託するため、令和5年度の債務負担行為を設定するものでございます。限度額は10,991千円といたしております。

11ページをお願いします。

第4表 地方債補正でございます。

追加分として、通学路緊急対策事業を3,100千円、現年発生農地農業用施設補助災害復旧事業を2,600千円、過年発生土木施設補助災害復旧事業を2,300千円、それぞれ追加するものでございます。

12ページをお願いします。

変更分は対象事業の増減に伴う起債充当額の変更によるもので、社会資本整備総合交付金事業は5,500千円から2,000千円に、道路整備個別補助事業は22,600千円から14,000千円に、

地域密着型市道改修事業は30,000千円から35,200千円に、市営住宅改修事業は43,200千円から49,000千円にそれぞれ変更するものでございます。

13ページから15ページは今回補正の事項別明細書となっております。

17ページをお願いします。

歳入の主なものを御説明いたします。

12款 2 項 1 目. 民生費負担金は11,175千円を増額いたしております。保育所保護者負担金の増などです。

19ページをお願いします。

14款1項1目.民生費国庫負担金は168,254千円を増額いたしております。障害者自立支援給付費負担金や障害児施設措置費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金の増などです。

同じく2目.衛生費国庫負担金は2,298千円を増額いたしております。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の増などです。

同じく3目. 災害復旧費国庫負担金は4,707千円を増額いたしております。過年発生災害 復旧事業費負担金の増です。

20ページをお願いします。

14款2項2目.民生費国庫補助金は6,286千円を増額いたしております。子ども・子育て支援交付金の増などです。

同じく3目.衛生費国庫補助金は2,766千円を増額いたしております。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増などです。

21ページをお願いします。

15款1項1目. 民生費県負担金は80,707千円を増額いたしております。障害者自立支援給付費負担金や障害児施設措置費負担金、施設型給付費負担金の増などです。

22ページをお願いします。

15款2項2目.民生費県補助金は6,755千円を増額いたしております。重度心身障害者医療費助成補助金や子ども・子育て支援事業費補助金の増などです。

同じく8目. 災害復旧費県補助金は6,061千円を増額いたしております。現年発生農地農業用施設補助災害復旧事業補助金の増です。

23ページをお願いします。

15款 3 項 3 目. 農林水産業費県委託金は8,000千円を計上いたしております。農地中間管理事業委託金の増です。

24ページをお願いします。

17款1項1目.総務費寄附金では、九州水工設計株式会社様及び有明断熱工業株式会社様からの企業版ふるさと納税による市民会館備品整備への指定寄附を1,000千円増額いたして

おります。

同じく4目. 衛生費寄附金では、株式会社佐賀銀行様のさぎんSDGs私募債を活用された鹿島印刷株式会社様からの意向により、有明海環境保全事業への指定寄附を100千円増額いたしております。

同じく5目.教育費寄附金は、個人様から市民図書館へ100千円、東亜工機株式会社様から鹿島市体育協会への指定寄附として100千円の、合わせて200千円を計上いたしております。同じく6目.民生費寄附金は、個人様から障害児福祉向上のため100千円、株式会社スーパーモリナガ様から障害者福祉向上のため500千円、また、明治安田生命保険相互会社様から子育て支援のための指定寄附として517千円の、合わせて1,117千円を計上いたしております。

25ページをお願いします。

18款1項1目.基金繰入金は133,000千円を増額いたしております。一般会計全体の財源調整として財政調整基金からの繰入金の増などでございます。

29ページをお願いします。

21款 1 項. 市債は、合わせて6,900千円を増額いたしております。内容は、先ほどの第 4 表 地方債補正で申し上げたとおりとなります。

歳入の説明は以上でございます。

次に、歳出につきましては別冊の議案説明資料により御説明いたしますので、御準備ください。

議案説明資料の60ページをお願いします。

60ページから62ページは今回補正の増減比較表でございます。

63ページから64ページは歳入の概要ですが、先ほど補正予算書で説明いたしましたので省 略いたします。

65ページをお願いします。歳出につきまして主なものを御説明いたします。

ナンバー1の地域福祉基金積立事業は、株式会社スーパーモリナガ様からの障害福祉施策への指定寄附金を後年度に活用するために、地域福祉基金へ500千円積み立てるものです。

ナンバー2の「すこやか教室」運営事業のうち、個人様からの障害児福祉向上のための指 定寄附を医療指導用備品等購入経費として100千円計上いたしております。

ナンバー3からナンバー6の障害児施設給付事業などの各事業は、それぞれの給付費の増額見込みによる増を計上いたしております。

ナンバー7及びナンバー8のうち、明治安田生命保険相互会社様からの指定寄附を放課後 児童対策事業用備品購入経費として115千円、子育て支援センター、子育てひろば遊具等購 入経費として402千円、それぞれ計上いたしております。

66ページをお願いします。

ナンバー9の保育所運営事業は、保育所運営費等の増額見込みにより161,538千円を増額 いたしております。

ナンバー10の子どもの医療費助成事業は、小・中学生の医療費助成の増額見込みにより 14,200千円を増額いたしております。

ナンバー11の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、生後半年から4歳までの乳幼児の初回接種などに係る経費を4,652千円計上いたしております。また、令和2年度及び3年度のコロナワクチン接種事業に係る国庫負担金及び補助金の精算に伴う返還金として52,335千円などを計上いたしております。

ナンバー12の有明海環境保全事業のうち、株式会社佐賀銀行様のさぎんSDGs私募債を活用された鹿島印刷株式会社様の意向により、有明海環境保全事業への指定寄附をラムサール条約推進協議会交付金として100千円計上いたしております。

ナンバー13、市営住宅改修事業は、市営新方住宅衛生設備改修工事費を14,197千円増額いたしております。

ナンバー14、市民図書館運営事業は、個人様からの市民図書館の図書購入のための指定寄 附を図書購入経費として100千円計上いたしております。

ナンバー15、鹿島市スポーツ振興事業交付金事業は、東亜工機株式会社様からの鹿島市体育協会への指定寄附をスポーツ振興事業交付金として100千円計上いたしております。

ナンバー16、現年発生農地農業用施設災害復旧事業は、令和4年7月豪雨及び台風11号による災害復旧工事経費として12,394千円計上いたしております。

歳出の説明は以上でございます。

67ページをお願いします。

翌年度に繰り越す繰越明許費の財源内訳と繰越理由の一覧です。

市営住宅改修事業の96,700千円を令和5年度に繰り越す予定といたしております。

68ページは市債現在高の見込み調書を、69ページは積立金の状況を掲載いたしておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(角田一美君)

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。8番中村和典議員。

〇8番(中村和典君)

おはようございます。8番議員の中村和典でございます。ただいま上程がございました議 案第69号 令和4年度鹿島市一般会計補正予算(第6号)について、農林水産課のほうにお 尋ねをしたいと思います。

まず、予算書でございますが、歳入は補正予算書の23ページの15款. 県支出金、3項3目 1節の農業費委託金、それから、歳出については補正予算書の51ページの6款1項7目12節 の委託料についてお伺いをいたしたいと思います。

今回、農地中間管理機構事業の事前換地計画策定業務委託料として8,000千円の増額補正がなされておりますが、まず、この事業の全体的な概要と、今回増額補正を必要とした8,000千円の内容等についてお尋ねをしたいと思います。

〇議長(角田一美君)

江島農林水産課長。

〇農林水産課長 (江島裕臣君)

お答えをいたします。

今回の8,000千円の補正でございますけれども、これは現在、県営工事で音成・嘉瀬ノ浦 地区のほうで進めておられます農地中間管理機構関連農地整備事業という基盤整備を行う工 事でございます。

少し説明いたしますと、この地区に関しましては昭和39年からの国営パイロット事業による基盤整備が行われて、その後、39年が経過をしております。ただ、今後、担い手の集約を進めていくに当たりましては、根域制限栽培の導入が可能になる基盤条件が十分に整っていないというようなこともございまして、中間管理機構を介した形での基盤整備工事を行う、将来的には担い手のほうに集約をして収益性の高い根域制限栽培の果樹団地を形成するというものでございまして、全体面積が約13へクタールでございます。現在の所有者38人を将来的には担い手13人に集約して行うという事業でございます。これは県内で初めて採択された事業でありまして、モデルケースといいますか、そういう形で現在進めております。

基盤整備を行いまして、これを換地する必要がございます。この換地をするためには、事前に換地計画というのを策定する必要がございます。換地計画は土地改良連合会のほうにお願いすることになるわけですが、今回の8,000千円の補正につきましては、それに対する委託料でございます。

換地計画を策定し、この換地計画をもって地権者の皆様と最終的な換地に向けた協議に入るというようなものでございます。県支出金、県からの委託料を、市を介して土地改良連合会に支払うというものでございます。

以上です。

〇議長 (角田一美君)

8番中村和典議員。

〇8番(中村和典君)

事業の概要については理解をいたしました。

それから、もう一点についてお伺いしたいと思いますが、今回、補正後の額が16,502千円ということで、当初の見込額からすると倍額以上に膨れ上がっているような状況が見受けられるわけでございますが、この膨れた理由と、先ほど土改連のほうに業務は委託するという

ことでございますが、今年度の事業費の財源の負担割合についてお伺いしたいと思います。

〇議長(角田一美君)

江島農林水産課長。

〇農林水産課長(江島裕臣君)

まずもって、財源は県費100%、市の負担は今回の8,000千円に関しましてはございません。増えた理由といたしましては、当初私どもは県から直接土改連のほうに換地計画を委託されるというふうに認識しておりましたけれども、県とのお話を重ねる中で、市を介した形で支出してほしいというようなこともございましたので、今回、歳入補正ということをさせていただいております。

以上です。

〇議長 (角田一美君)

8番中村和典議員。

〇8番(中村和典君)

ただいま課長から説明を聞く中でも、事業主体はあくまでも佐賀県であると。それで、この事前換地計画については市のほうが予算化をして、土地改良連合会の委託先のほうに委託料として支払うというふうな説明があったわけでございますが、非常に私はこの部分が分かりにくいという感じを持っております。

それで、最初からこの事業については、今、課長も申されましたように、佐賀県が事業主体となって、しかも佐賀県内のモデル的な事業として取り組んでいくということも私も承知しとったわけでございますが、こういった委託料については、事前換地計画については鹿島市を通じて予算の流れまで責任があるというふうな流れになったということについて、当初からそういうことは承知されていたのかどうか、この点を確認したいと思います。

〇議長(角田一美君)

山﨑産業部長。

〇産業部長(山崎公和君)

先ほどのお尋ねにお答えなんですけれども、議員が言われるように、もともとこの事業は 県の事業ということで、県のほうが主体となって進めているところです。その事業の推進に ついては、地元の要望を含めて、市も地元に入りながら調整をして一緒に進めているところ でございます。

こういった中で、今回の換地の計画については、本来、もともと県が直接的に行う予定ということでございましたけれども、土地改良連合会とかにそういったところをする予定ということでございましたけれども、県が土地改良連合会の会員ではないということで受託ができないという話がありまして、そこで、市のほうに相談があって、市を通じて換地計画業務についてお願いしたいということで相談がありましたので、ここは当然、事業推進をしてい

く上でスムーズに行いたいということで、今回こういうふうな受託というか、県のほうから の委託を受けた形になっております。

〇議長(角田一美君)

8番中村和典議員。

〇8番(中村和典君)

ありがとうございます。

本年度のこの事業については市の負担はないということで先ほど課長が申されておりますが、今、部長からも説明がありましたように、当初この事業としては、事前換地計画の取組については8,000千円の予算でスタートして、そして、今回補正が行われて、結果的には16,502千円の本年度の事業費に膨れ上がっているという状況ですが、この点も先ほど質問しておりますが、理解できませんでしたので、どうして8,000千円が16,000千円に膨れ上がったのか、この点について答弁をいただきたいと思います。

〇議長(角田一美君)

江島農林水産課長。

〇農林水産課長 (江島裕臣君)

お答えをいたします。

今回の補正の8,000千円というのは、換地計画を策定するのに必要な費用でございます。 当初からつけておりました8,000千円相当の予算につきましては、換地計画とは別に、現在、 基盤整備のための設計がなされております。この設計に係る費用というふうに考えていただ ければと思います。

以上です。

〇議長(角田一美君)

8番中村和典議員。

〇8番(中村和典君)

それでは、最後の質問にしたいと思いますが、鹿島市にとっても、地元の音成、それから 嘉瀬ノ浦地区にとっても、本当に待ち望んだ事業だということで私も期待をいたしておりま すが、しかも県のほうが、冒頭申し上げましたように、県内の果樹産地におけるモデル的な 事業としての取組を農地中間管理機構を通じて初めてされるということで、周りの人たちも 大きな期待をされております。

それで、市の関わりについては私も分かっていなかった分が多々ございまして今回こういう質問をしたわけでございますが、なお詳しい内容等については、一般質問でも通告をいたしておりますので、12月15日の自分の持ち時間の中で再度掘り下げて質問をいたしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

〇議長 (角田一美君)

ほかに質疑ありませんか。4番中村日出代議員。

〇4番(中村日出代君)

おはようございます。4番の中村です。よろしくお願いいたします。

29ページの土木債、住宅債の市営住宅改修事業債の市営新方住宅の件についてお伺いします。

まず、この新方住宅の改修について、新方住宅の方々の要望事項はどういうのがありましたか。

〇議長 (角田一美君)

橋川都市建設課長。

〇都市建設課長 (橋川宜明君)

お答えいたします。

市営新方住宅も老朽化をいたしております。特に水回りが大分傷んでいるところもありましたので、特にここら辺を中心に今回改修事業を計画しているものでございます。

以上です。

〇議長(角田一美君)

4番中村日出代議員。

〇4番(中村日出代君)

それが一番要望が多かったと思います。

それで、県営住宅と市営住宅とありますけれども、県営住宅のほうが設備的にはかなりいいような話を聞きますけれども、県営住宅と市営住宅の設備上の違いはありますか。

〇議長(角田一美君)

橋川都市建設課長。

〇都市建設課長 (橋川宜明君)

お答えいたします。

同じ公営住宅に関連する法令を使っておりますので、中の設備については大きな違いはないものではございますが、造られた年代やそのときの時代背景というか、そういうもので多少の差は生じているものでございます。

以上です。

〇議長 (角田一美君)

4番中村日出代議員。

〇4番(中村日出代君)

少し差はあるみたいですので、そこら辺はなるべく差がないようにしていただきたいと思います。

これには関係ないですけど、西峰住宅、団地の件ですね。あそこもかなり傷んでおります ので、それについての計画というのはないでしょうか。

〇議長(角田一美君)

橋川都市建設課長。

〇都市建設課長 (橋川宜明君)

お答えいたします。

西峰住宅につきましては、既に新規の入居者を募集せずに、入居者がいなくなられたら用 途廃止をする予定としている住宅でございます。必要最小限度の修繕等の補修はいたしてお りますけれども、新方住宅のような大規模な改修計画は予定をされていないところでござい ます。

以上です。

〇議長 (角田一美君)

4番中村日出代議員。

〇4番(中村日出代君)

廃止する予定では分かりますけれども、現在住んでいる方もいらっしゃいますので、そこら辺はもう少しの配慮をお願いしたいと思います。

終わります。

〇議長 (角田一美君)

14番松尾征子議員。

〇14番(松尾征子君)

14番松尾です。先ほど中村日出代議員のほうから質問がありました市営住宅改修のことで 私もお尋ねをしようと思っておりましたが、実は説明書では衛生設備改修ということで書か れておりましたので、何なのかなと思って、そのことをお尋ねしようと思ったんですが、水 回りの整備だということですね。

それで、関連することになると思いますが、今水洗化が進んでおりますが、市営住宅で水洗化がどれくらい進んでいるか。今市民の皆さんには水洗化を勧められておりますが、市営住宅は我がところはせじじゃたいというような声もいっぱい聞きます。今の段階で何%ぐらい市営住宅の水洗化が進んでいるのか、お尋ねをしたいと思います。

〇議長 (角田一美君)

田代環境下水道課長。

〇環境下水道課長(田代 章君)

環境下水道のほうからお答えをいたします。

市営住宅の下水道への水洗化接続というものにつきましては、末光、執行分の住宅、それ と、中村のほうの住宅の2住宅となっております。

〇議長 (角田一美君)

14番松尾征子議員。

〇14番(松尾征子君)

今お答えいただきましたが、ほんの一部ですね。私はいつも言いますが、水洗化が進んできておりますが、完全に周りが水洗化できないと本当に目的が達成できないということもありますが、市民の皆さんには勧められていながら、市営についてはそれが完全にやられていないという問題、これは大きな問題だと思うんですが、これらの市営住宅の水洗化について、今後の取組をどのようにお考えになっているのか、お尋ねをします。

〇議長(角田一美君)

橋川都市建設課長。

〇都市建設課長 (橋川宜明君)

お答えいたします。

下水道のほかにも、新方住宅や、定住促進ではありますけれども、古枝住宅のように合併 処理浄化槽、または単独処理浄化槽で水洗化をしているところもございます。ただ、議員 おっしゃるとおり、古い住宅のほうにおきまして、やはりまだ水洗化が実現できていないと いうところは存在するものでございます。

ただ、廃止予定の住宅とかもありまして、なかなか設備投資というのが難しいところもありますが、予算の執行状況を見ながら、年次計画でそこら辺をもう一度計画を練ってみたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

〇議長(角田一美君)

松尾征子議員に申し上げます。質疑は補正予算に対する質疑に限定して、関連質問は自粛 してくださるようお願いします。14番松尾征子議員。

〇14番(松尾征子君)

ということですが、ここまで言いましたので言わせていただきますが、例えば、水洗化をしていなくて手をつけられないような住宅がありますね。先ほど中村日出代議員から西峰住宅の話がありましたが、その住宅のトイレに皆さん入ったことありますか。本当に普通使えるというような状況じゃないですよ。皆さんたちきれいにして使っていらっしゃいますからいいわけですけど、私みたいな大きなのが入ると、いつ床がぼこっと引っ込むやろうかと、そういうところもあります。そういうのがありますから、西峰団地なんて今おっしゃったのでは、人が出るまではそのまましていっちょくというような、本当に冷たい市営住宅の管理在り方だと思いますよ。雨戸だって何だって、ちょっとしたらぼろっといくようなのがありますけどね。

だから、そういう面では、あそこはあそことして、入居しないのならそれなりの計画をし

ながら、やっぱり整理をしながら、どう取り組んでいくかということ、西峰団地をはじめ、 古い住宅の計画をその都度じゃなくて、予算に合わせてじゃなくて、全体的な計画を今後立 てながら住宅の問題はしていかんといかんのじゃないかと思っています。

これまで樋口市政では住宅を売ってしまった分もたくさんありますが、そうじゃなくて、 やっぱり市として責任を持って住宅管理をしてもらうということが私は絶対今必要になって いると思いますが、市長、その辺についてお考えをお聞かせください。

〇議長(角田一美君)

松尾市長。

〇市長(松尾勝利君)

市営住宅の施設の維持管理について今質問ですけど、やはりおっしゃったように、市営住宅は何か所もあって、それぞれ建てた年も違います。これからどういうふうに維持管理していくのかということになりますので、長期的な考えの中で、やはり市の財源等を見合わせながらやっていかなければいけないということです。

生活をしておられる方の最低限の生活環境というのは守っていかなければならないと思いますが、人口減少の中でいろんな形でその施設整備というのを長期的にどのように考えていくのかというのも頭に置いて整備をしていくという形になろうかと思います。よろしくお願いしたいと思います。

〇議長(角田一美君)

ほかに質疑ありませんか。3番笠継健吾議員。

〇3番(笠継健吾君)

3番議員、笠継健吾です。1つだけ質問をいたします。

5ページの一般会計積立基金の状況(補正第5号)の⑮森林環境譲与税基金が、令和2年度、3年度と何も使わなくて、現在、残高が32,000千円ほどとなっております。この基金については、どういったものに使うものかを教えてもらってよろしいですか。

〇議長(角田一美君)

江島農林水産課長。

〇農林水産課長(江島裕臣君)

お答えをいたします。

森林環境譲与税基金の使途に関しましては、森林整備、間伐等に加えまして、これを促進 するための人材育成や担い手の確保、また、木材利用の促進でありますとか普及啓発活動に 使用するというようなものとなっております。

現在、市のほうとしましては、この間伐等に着手するための森林所有者に対しての意向調査を行っておりまして、この意向調査を基に、整いました地区、現在、能古見の浅浦地区で進めておりますけれども、そちらのほうの私有林の間伐を、これを財源として今後進めてい

きたいというふうに考えておるところでございます。

〇議長(角田一美君)

3番笠継健吾議員。

〇3番(笠継健吾君)

鹿島は緑が多い地区で、私も本城のど真ん中におりますが、市道を下ってくれば、いわゆるかぶり木が多いと、もこもこしているというような状況でありまして、森林環境、森林というのがちょっと引っかかりますが、緑のそういったかぶり木とかには利用できないのですか、お伺いします。

〇議長 (角田一美君)

江島農林水産課長。

〇農林水産課長 (江島裕臣君)

お答えをいたします。

あくまでも適正な森林管理、森林整備を行って環境を守るというのがこの譲与税の目的で ございまして、今、議員がおっしゃられましたような道路とかへのかぶり木等の伐採には財 源としては使えないというふうになっております。

以上です。

〇議長 (角田一美君)

3番笠継健吾議員。

〇3番(笠継健吾君)

市民の要望としては、私が言うかぶり木とか、そういったものに対しての要望が非常に多うございますので、こういったところが幾らかでも利用できないかを調べていただいて、できるものならそういったものに利用して。ただ、それは所有者というところもありますが、この間の一般質問でも質問しましたが、他市ではそういったことを、要は緑をきれいにするということで市が出して、それは所有者の了解をいただいて、そして、市がそういった環境を整備していくという形でやっているところもありますので、そういった費用を幾らかでも利用できないかということも聞いていただいて、できるならばそういったことをやっていただきたいというふうに思います。

終わります。

〇議長(角田一美君)

ほかに質疑ありませんか。11番伊東茂議員。

〇11番 (伊東 茂君)

おはようございます。11番議員の伊東です。それでは、何点か質問をさせていただきます。 まず、補正予算書の31ページ、総務費の中の6目の庁舎管理費、補正額が8,750千円と なっておりますが、この中に新世紀センターの玄関付近の改修工事で1,650千円入っている んですけど、新世紀センターは建ってまだ五、六年ぐらいじゃないかなと。多分、ピオへの 移転が終わった後に新世紀センターを造ったんじゃなかったかなと先ほど議員同士でお話を していたんですけど、こんなに早く改修事業をする必要があったのか、その工事内容につい てお答えください。

〇議長(角田一美君)

白仁田総務課長。

〇総務課長(白仁田和哉君)

質問にお答えします。

新世紀センター玄関前のひさしの天井のところの改修ということで、今回補正で上げております。これの原因としましては、ひさし部分にコーキング剤を使用しておりますけれども、コーキング剤が劣化したことにより雨漏りが生じ、天井の部分が腐食して、その分の対応ということで今回上げております。

新世紀センターにつきましては、平成28年度だったと思いますが、コーキング剤が部分的に劣化ということで、劣化しやすい部分が劣化したという状況だと判断しております。 以上です。

〇議長(角田一美君)

11番伊東茂議員。

〇11番 (伊東 茂君)

それでは、お聞きをしたいんですけど、今市民会館もできているんですが、こういうふうな大きな建物、建設工事費も相当かかっていると思うんですけど、ここの辺りの保証というか、そういうふうなのは大体何年ぐらいになっているんですか。建物によって違うのか。それとか、これは多分業者と契約書を結んでいるはずなので、それはどういうふうになっていますか。

〇議長(角田一美君)

執行部の答弁を求めます。白仁田総務課長。

〇総務課長(白仁田和哉君)

お答えします。

コーキング剤の分の保証等については、約2年ぐらいだったんじゃないかと記憶しております。ただ、今回の部分は、先ほども言いましたとおり、場所によって劣化しやすい場所が 劣化したようだということで判断しております。

ただ、今回、施工していただいた業者のほうに応急措置をしていただいております。そこがなるだけ劣化しないように手を加えて補修をしていただいているところです。その分については無償で対応していただいております。

〇議長(角田一美君)

11番伊東茂議員。

〇11番 (伊東 茂君)

大きな建物というか、市役所の近辺にあるエイブルにしろ、改修が必要なところはこれからいっぱい出てくるかなという気がするんですね。老朽化している管理施設もあるし。どうしても担当課の課長は数年ごとに替わっていきますので、それこそ新世紀センターが平成28年ぐらいに完成となってから、6年か幾らか前の話になってきますので、そこの辺りを市が管理する施設おいてはしっかりと記録を残して、多分本市としては様々な建物の長寿命化を図っていくはずなんですよ。だから、そこの辺りをしっかりとお願いしたい。

コーキング剤というのは、普通の一般の店舗にしても早いです。やっぱり替えないといけない。それは私も理解しますので、そこの辺りを注意していただければなと思います。よろしくお願いします。

次に、同じ補正予算書の資料の35ページ、鹿島市長選と議員の補欠選挙、ここのところで補正額がマイナスの5,845千円ということで、この内訳を見ていると、投票の管理者であったり、立会人の報酬、会計年度任用職員の報酬等、減額になっています。

以前、この選挙において――今回の春の市長選、それから補欠選挙ではないですが、その前の選挙で不祥事がありました。それは御承知のとおりだと思います。そこの辺り、今回の選挙はどういうふうな対策を練って、どのように変わったのか、それについてお答えをいただきたいと思います。

〇議長 (角田一美君)

川原選挙管理委員会事務局長。

〇選挙管理委員会事務局長 (川原逸生君)

お答えをいたします。

鹿島市長選挙及び鹿島市議会議員補欠選挙は令和4年4月24日執行いたしたものでございますが、先ほど議員おっしゃいますように、期日前投票所における投票用紙の交付誤りが4月20日に発生をいたしたところであります。私どもといたしましては、このようなことが二度とないようにというふうなことで、全員協議会等をはじめとする説明等を行いながら、再発防止策と改善策を行ってきたところであります。

佐賀県知事選挙を現在、期日前投票所、鹿島市役所1階において行っておりますが、これは17日まで、そして、18日が当日投開票となってございます。そういう中で、どのような改善等を行ってきたのかという御質問の趣旨であろうかというふうに思います。

まず、選挙の投開票事務というのは正確、そして、確実でなければならないというふうなこと。そして、長期間にわたる期日前投票期間、または長時間にわたる当日投票も含めて、このようなことを職員全員が情報共有し、共通認識を持たなければならないということで、大きく3つのことを行ってございます。

まず、チェック機能です。長時間、長期間にわたる中でも確実に投票用紙を交付すること、 また、確実に投函をされているのかどうかというふうなこと、これは投票管理者、または立 会人、そして、全職員を含めたところで行うということであります。

そして、2つ目が職務意識です。職務意識をずっと継続して持っておかなければならないということで、今回の経験、反省を含めたところで、今回の選挙でも行っておりますのが、朝礼の実施、そして、終礼の実施です。やはりどうしても慣れ、思い込みというのが一番怖いところがございますので、これを毎日、管理者、立会人も含めたところで朝礼、または気づき等があれば、次につなげていこうというふうな改善ということで、現に管理者、または立会人のほうからもいろんな気づき等をおっしゃっていただいております。ということで、日々改善、また、その積み重ねを現在行っているところであります。と同時に、研修を強化いたしております。これは職員、また、会計年度任用職員も含めたところでの研修を実施いたしております。

そして、3つ目が組織力の強化であります。これは職務分担をより明確にして、1人の職員ではなくて組織的に対応していこうというふうなことでございまして、この3つを、あの日を忘れないということで4月20日の反省を生かし、今回の選挙にもつなげていっておりますし、また、来年度も選挙が予定をされてございますので、ここら辺も十分踏まえながら組織を挙げて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

〇議長 (角田一美君)

11番伊東茂議員。

〇11番 (伊東 茂君)

今知事選が行われているわけですけど、特に知事選とかは選挙期間が長くて、期日前投票が長いんですよ。そういうのを含めると、この前のそういうふうな期日前投票のちょっとした不手際があったことの反省点、さっき大きく3つおっしゃいましたけど、それを日々忘れないように、来年の春は私たち市議会議員の改選の選挙が控えていますので、お願いをしたい。

ただ、今回の減額補正の中に、投票の管理者であったり、立会人等の報酬、それから、会計年度任用職員の報酬が減額になっているのは、人数を減らされたんですか。それとも、もともとが少し余分というか、余裕を持ってしていたのか、そこの辺りがちょっと気になるところなんですけど、それについてお答えいただけますか。

〇議長(角田一美君)

川原選挙管理委員会事務局長。

〇選挙管理委員会事務局長 (川原逸生君)

お答えをいたします。

報酬等につきましては、3名雇用の予定が2名の雇用となったというふうなこともございますことから、執行額の確定に伴う補正をお願いいたしているところでありますが、ここは正確、確実な事務とともに、効率的な事務等を考えておりまして、実際の会計年度任用職員については減となってございますが、人員体制の配置、また、システムの導入、この辺りで効率を図った結果、執行残というふうなことで減額補正となっているものでございます。以上です。

〇議長 (角田一美君)

11番伊東茂議員。

〇11番 (伊東 茂君)

分かりました。ミスがないように、これからもよろしくお願いをしたいと思います。

次に、同じ補正予算書の43ページ、児童福祉総務費、補正額は18,745千円ですけど、この 内訳の中に放課後児童クラブの支援員・補助員増額8,500千円という大きな金額が出ている んですけど、これについてもう少し詳しく内容の説明をお願いいたします。

〇議長(角田一美君)

中村福祉課長。

〇福祉課長(中村祐介君)

お答えいたします。

まず、前提といたしまして、扶助費、あるいは保育所運営事業、あるいは放課後児童クラブの予算につきましては大きな額になっているということで、当初予算で財源が必要になりますので、そういった全ての事業につきまして財源の裏づけができなかったため、執行に支障がない範囲で予算を計上し、当初予算をスタートしているところでございます。

半年以上経過をして財源の見通しがついたことから、その実績と今後の見込みを勘案して今回増額補正を行っているということでございますが、こちらを前提といたしまして、放課後児童健全育成事業につきましては当初予算での人件費を約83,000千円と見込んでおりましたけれども、そのときに13,000千円程度の財源確保ができなかったということで、70,000千円ということで低く計上をしていたところでございます。今回、その実績と今後の見込みによりましてこういった大きな額の増額補正になりますけれども、12月補正後の金額は78,500千円ということで考えておるところでございます。

以上です。

〇議長 (角田一美君)

11番伊東茂議員。

O11番 (伊東 茂君)

今、担当課長から説明があったように、今後の見込みも含めてということで、そこの辺り の説明が足りなかったので、私が分からなかったので、すみません。 あと、最後にします。先ほどから出ています概要説明書の66ページについている新方住宅の改修工事は、地区のほうから、多分市長との意見交換会でも出ましたよね。小さい子供からというか、中学生か小学生か、そこの辺りから意見が出ていましたよね。すばらしい発言をする子供だなと思ってあのとき聞いていたんですけど、そのときに早くしてくれというような要望だったと思います。

もともとこれは入札が不調になったんですかね。そこの辺りから始まっていますよね。今 回補正で上がって、早く工事が完了すればなと思っているんですけど、水回りがどうしても 傷むんですよね。

そういう中で、これは市営新方住宅の全戸の水回りをきれいにするんですか。それとも幾つか傷みが激しいお部屋だけをするんですか。もう少し詳しく教えていただけますか。

〇議長(角田一美君)

橋川都市建設課長。

〇都市建設課長 (橋川宜明君)

お答えいたします。

まず、簡単に言いますと、全戸改修をする。今回は2号棟の18戸を予定しており、こちらの改修が終わり次第、次の1号棟の水回りの、衛生施設になりますけれども、そちらの改修に取り組まなければならないと考えているところでございます。

以上です。

〇議長 (角田一美君)

11番伊東茂議員。

〇11番 (伊東 茂君)

ありがとうございます。

そしたら、これは補正が通って大体どのぐらい、来年の春ぐらいまでに出来上がるんですか。どうなんでしょう。

〇議長 (角田一美君)

橋川都市建設課長。

〇都市建設課長 (橋川宜明君)

お答えいたします。

今回の補正が通りまして、また、国へも繰越しの手続等が要りますので、発注は大体2月 ぐらい。そこから9か月工期で、11月ぐらいには完了を目指しているところでございます。 以上です。

〇議長 (角田一美君)

11番伊東茂議員。

〇11番 (伊東 茂君)

発注が2月で、9か月の工期ということになれば、来年の暮れぐらいまで、11月ぐらいまでかかっちゃうなという感じなんですよね。あのとき多分、担当課長も浜の公民館にいらっしゃったですよね。子供からの意見は物すごく胸が痛みますよね。だから、そこに住んでいらっしゃるいろんな家族があって、そこの子供さんから早くしてよという、できるだけそういうふうなのには早く要望を満たしてやるように努力していただければなと思っています。

質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

〇議長(角田一美君)

ここで10分ほど休憩します。11時20分から再開します。

午前11時7分 休憩午前11時20分 再開

〇議長(角田一美君)

休憩前に引き続き会議を開き、議案第69号の質疑を続けます。 ほかに質疑ありませんか。1番西一郎議員。

〇1番(西 一郎君)

こんにちは。1番議員の西と申します。それでは、質問させていただきます。

補正予算書の77ページ、市報「広報かしま」作成業務委託料の項目についてお聞きしたい と思っております。

こちらは恐らく今の作成業務のほうを委託されることになると思いますが、こちらの委託 先の業者の選定方法などをまずお聞きしたいと思います。

〇議長(角田一美君)

山口企画財政課長。

〇企画財政課長(山口徹也君)

お答えします。

市報作成業務の委託ということで、今回はプロポーザルで業者を選定するということで準備をしているところになります。

以上です。

〇議長(角田一美君)

1番西一郎議員。

〇1番(西 一郎君)

ありがとうございます。

それでは続けまして、こういうふうに委託業務にする目的ですね。これを業務委託することによって鹿島市にどのようなメリットがあるのか、そういうことについてお答えいただければと思っております。

〇議長(角田一美君)

山口企画財政課長。

〇企画財政課長(山口徹也君)

委託業務にするメリットということで、1つには今回4月から市報の配付を嘱託員による 全戸配付ということでお願いをすることにしております。それはもともと新聞折り込みでは 見てもらえる人数が少なかったということで、市民、また世帯に対して7割から8割程度の ところにしか届いていなかったということで、それを今回10割、100%お届けしたいという ことで、そういった形でのお願いをしているところです。

それに併せまして、市からの情報をより見やすくすること、また、配付に当たりましては、 量が多いところもありますので、ページ数についてもできれば少なくしたいというところも ありまして、委託ということにしております。

どうしても職員による市報の作成となりますと、空白の部分が多いということで、少し無駄があったということです。見やすいという意見もありましたけれども、しっかりした業者さんに作っていただいた市報についても、見やすさという部分では変わらないという判断をしておりますので、少ない市報のページ数でより情報量を載せられて、なおかつ紙面全体としては見やすいといったところを目的として、市からの情報をしっかり市民の皆さんにお伝えしたいというのが目的ということになっております。

〇議長(角田一美君)

1番西一郎議員。

〇1番(西 一郎君)

ありがとうございました。よく分かりました。

私も市報を毎月見ておるのですが、確かにすごくページ数も多く、情報量も内容もすごくいい出来だと、鹿島市の執行部の担当の方が作られて頑張っておられるんだなというのは伝わってまいりますが、いかんせん情報量が多いばかりに肝腎な情報をなかなか拾いにくいというところもありましたので、できれば今やり方としては、数値とか、そういう情報自体は例えばQRコードとかでも拾えますので、そういうDXの観点からもきちんと委託先と相談されて、鹿島市のホームページにもっと誘導するようなやり方を組んでいただければなと思っております。

以上です。ありがとうございました。

〇議長(角田一美君)

ほかに質疑ありませんか。12番徳村博紀議員。

〇12番(徳村博紀君)

12番議員の徳村でございます。議案説明資料の64ページのナンバー16、地方道路等整備事業債というところで、歳入に関しましては18,000千円、これは市道中川・井手分線道路詳細設計業務委託ということで上がっておりますけれども、歳出のほうには、補正予算書、これ

は57ページですけれども、20,000千円というふうに金額が上がっております。この金額の違いも含めて、工事内容も含めて具体的な説明をお願いしたいと思います。

〇議長(角田一美君)

橋川都市建設課長。

〇都市建設課長 (橋川宜明君)

お答えいたします。

まず、予算書57ページ、市道中川・井手分線道路詳細設計業務委託料20,000千円、そのうち18,000千円が地方財の財源、残り2,000千円が一般財源という財源内訳ということになります。

次に、市道中川・井手分線につきましては、国道207号の市役所前から誕生院前交差点を 経由して県道奥山・鹿島線までの約1.4キロの1級市道でございます。新市民会館の開業に 伴いまして、これまで以上に人と車の流れが発生すると思われますが、曲がりくねっていた り、歩道が狭い部分があったりしている市道であると認識をいたしております。

今回は、国道207号から市役所前を経由して、ならの木さんがある交差点までの区間に関して市道の線形を改良し、新市民会館や市役所、エイブル、また、その大駐車場への出入りを、大型バスなども含め、これまでよりもスムーズにいくために詳細設計を実施するものでございます。

以上です。

〇議長 (角田一美君)

12番徳村博紀議員。

〇12番(徳村博紀君)

これから多分入札という形になると思いますけれども、工期はいつからいつまでということになっていますか。

〇議長 (角田一美君)

橋川都市建設課長。

〇都市建設課長 (橋川宜明君)

お答えいたします。

工期は来年3月までを予定しているところではございますが、1つ懸念されることが、国道とのちょうど交差点部分になりますが、ここは警察協議が要りますので、ここに時間を要するかもしれませんが、新市民会館の開業も迫っておりますので、市役所前の部分は早めに設計を終わらせて、できる限り早く工事に着手したいと考えているところでございます。

以上です。

〇議長(角田一美君)

12番徳村博紀議員。

〇12番 (徳村博紀君)

あと1点質問させていただきたいと思いますが、これも地方道路等整備事業に関する内容ですけれども、今、横田公民館から広瀬橋の道路の拡張工事が行われていると思いますけれども、これの工期というのは、いつ頃まで続くのかということをお伺いしたいと思います。

送り迎えの車とかいろんなもので、かなりあそこは朝方、そして夕方渋滞しているもんですから、いつぐらいまで続くのかというのを住民の方から聞かれましたので、その点についてお伺いをいたします。

〇議長(角田一美君)

橋川都市建設課長。

〇都市建設課長 (橋川宜明君)

お答えいたします。

まず、横田堤の道路の拡幅工事につきましては県の事業でございますので、県のほうと確認を取れているところは、今年度いっぱいの事業ということではございますが、実はうちのほうもそれに伴いまして、横田堤に水路をつける工事を予定して、今、入札も終わって、県道の改良工事との整合性を取っているところではございます。

県のほうからは若干遅れるかもしれないと聞いているところではございますが、工事が繰り越したりするかどうかまでは、まだ確認が取れていないところでございます。

実際、工事用の信号機がついて、あそこが通りにくくなっていることに関しましては、県 と併せ御迷惑をおかけしていることはおわびを申し上げたいというふうに考えております。 以上です。

〇議長(角田一美君)

12番徳村博紀議員。

〇12番 (徳村博紀君)

今年度いっぱいということは、3月末が一応工期ということなんですよね。それから延びる可能性もあるということですか。

〇議長(角田一美君)

橋川都市建設課長。

〇都市建設課長 (橋川宜明君)

お答えいたします。

まだ確定のお話ではございませんけれども、ほとんど同時に工事を行っておりますもんですから、情報交換をしている中では若干遅れぎみということでの担当者レベルでの会話はどうもあっているみたいでございますので、県のほうもなるべく3月末じゃないと思うんですけれども、3月下旬の工期までに間に合わせるよう工事はしているところであるとは認識をいたしているところでございます。

以上です。

〇議長(角田一美君)

ほかにありませんか。13番福井正議員。

〇13番(福井 正君)

13番議員、福井正でございます。議案説明資料の65ページですけれども、3番から6番まで障害者の方に対する支援事業ということでございます。予算的には170,000千円弱ぐらいの総額になっていますけれども、その内訳についてまず教えてください。

〇議長(角田一美君)

中村福祉課長。

〇福祉課長(中村祐介君)

お答えいたします。

障害者施設給付事業以下4事業の内訳ということでございますか。(「はい」と呼ぶ者あり) お答えしたいと思います。

まず、これにつきましては、先ほども答弁いたしましたけれども、非常に大きな補正額になっております。障害福祉サービス関係予算については当初予算では財源の裏づけがなかなか難しかったということで、執行に支障がない範囲で最小限の予算を計上いたしまして、スタートをしているところでございます。

特徴的な増減があったわけではございません。半年経過をいたしまして、財源の裏づけが 可能になったということから、その実績と今後の見込みを勘案して今回増額補正を行ってい るところでございます。

以上です。

〇議長 (角田一美君)

13番福井正議員。

〇13番(福井 正君)

当初予定はしとった分が、要するに予算がそれだけついたという形になったということで すよね。

1つずつ質問いたしますけれども、まず、障害者施設給付事業というのがございますけれ ども、この目的ですね、どういう施設に給付をされるのか、質問いたします。

〇議長(角田一美君)

中村福祉課長。

〇福祉課長 (中村祐介君)

お答えいたします。

障害者施設ということで、障害者施設にも通所、入所いろいろとございます。例えば、精神障害者の方が入所している施設だとか、身体障害者の方が入っていらっしゃる施設だとか、

そういったところにこちらの給付をしているというような状況でございます。

施設の種類については様々ですので、ここでは一つ一つ申し上げませんが、そういった障害者施設の方の生活、それから、自立に向けた施設への給付を行っているところでございます。

以上です。

〇議長 (角田一美君)

13番福井正議員。

〇13番(福井 正君)

障害者の方の施設で様々あることは分かりますけれども、じゃ、どういう作業になるのかといいますか、どういうところを整備されるのか。それぞれみんな違うか分かりませんけれども、どういうところを修繕なり改修なりされるのか。

〇議長(角田一美君)

中村福祉課長。

〇福祉課長(中村祐介君)

お答えいたします。

これにつきましては、改修費ということではなくて運営費ということですので、主に人件 費ということになります。

以上です。

〇議長 (角田一美君)

13番福井正議員。

〇13番(福井 正君)

そしたら、運営費で95,000千円というかなり大きい数字ですよね。運営費に95,000千円かかるということは、人件費――だから、当初の予算で95,000千円で足らなかったということでしょう、一番当初の予算をつけられたときには。それプラス95,000千円ここにつけるということは、当初の予算的には足らなかったと。その足らなかった分を95,000千円ここにつけるという考えでいいですか。

〇議長(角田一美君)

中村福祉課長。

〇福祉課長 (中村祐介君)

お答えをいたします。

具体的に金額を提示して申し上げたいと思います。

まず最初に、当初予算時点での見込みが約570,000千円ございました。そのうち、120,000 千円の財源確保ができなかったため、450,000千円ということで低く計上しておりました。 今回、その実績と今後の見込みにより95,000千円の増額補正を行い、12月補正後の金額は 545,000千円ということで見込んでおります。

また、人数につきましては、障害者施設はいろいろあります。生活介護とか就労継続支援だとかいろいろありますけれども、当初253人を見込んでおりましたが、補正後は281人となります。この人数については、個人個人の障害の程度で大きく単価が変わってきますので、施設入所の人数と給付費は比例しておりませんが、いずれにしても施設給付費というのは毎年施設の職員の待遇改善で上昇しておりますので、そういったところで国の障害者施設への給付費が手厚くなっているというような状況でございます。という理由から年々増加傾向にあるというような状況でございます。

以上でございます。

〇議長(角田一美君)

13番福井正議員。

〇13番(福井 正君)

だけど、福祉課としても12月ぐらいにならんと、こういう編成ができないというのはつらいところではありますよね。当初予算で本当はしたかったんでしょうけどね。だけど、これが95,000千円入ってくるということは、それだけでそこに勤めていらっしゃる方たちの待遇もよくなるということでしょうから、いいことだと思いますけど、本当はもう少し早くこういうのも国としてもしてほしいなと、今感じたところでございます。

それから、その下に障害者居宅給付事業というのがございます。これは障害者の方が、アパートなり自宅なのか分かりませんけれども、そこに居宅される方たちに対しての給付事業ということでいいんですか。

〇議長(角田一美君)

中村福祉課長。

〇福祉課長(中村祐介君)

お答えいたします。

障害者居宅給付費というのは、文字どおり自分の御自宅にお住まいになっている方について支援を行って、自立を促していくということで、具体的にはヘルパーさんの派遣ですね、この給付費というのはそういうような事業に使用しているところでございます。

以上です。

〇議長(角田一美君)

13番福井正議員。

O13番(福井 正君)

ヘルパーさんの派遣、いわゆる人件費の部分になるということですよね。これが例えば、 障害をお持ちの方の居宅というのは、障害の程度に応じて家屋の改修等も必要な部分があり ます。そういうことじゃなくて、ヘルパーさんの手当が増額ということでいいですか。そう いうことに使われるということでいいんですね。――分かりました。

そしたら、その下に障害児通所支援事業というのがございます。この事業の内容を教えてください。

〇議長 (角田一美君)

中村福祉課長。

〇福祉課長(中村祐介君)

お答えいたします。

障害児通所支援事業というのは、いろいろな発達障害とか、そういったことで障害を持っておられる子供さんたちの療育を行う施設ということで、近年増えておりまして、こちらの事業についても、かなり増加傾向となっております。

例えば、放課後児童クラブに行きながら週一、二回はこちらに通っている方とか、保育所に通いながら併用されている方もいらっしゃいますので、鹿島市も令和3年3月から新たなこういった障害児通所施設ができましたし、また、近隣の市町の中にもそういった通所施設というのが増えております。それから、やはり早期に支援をしたほうがいいというのが大体根づいてきておりますので、こちらもかなり増加傾向になっているところでございます。

以上です。

〇議長 (角田一美君)

13番福井正議員。

〇13番(福井 正君)

発達障害の方というのは、多分児童数の20%程度おられるんじゃないかなという一つの説なんですけどね。だから、かなりの数の方がいらっしゃるということで、こういうことに対する支援というのはやはり当然必要ですし、発達障害の方というのは十人十色なんですよね。それぞれいろんな障害の程度が違う。形が違うというか。だから、それに対して対応していくのは本当に大変なことだと思います。だから、それに携わっていらっしゃる職員の方たちの御苦労というのは私もよく分かります。ですから、そういう方たちの人件費に当たるということでいいんですか。

〇議長(角田一美君)

中村福祉課長。

〇福祉課長(中村祐介君)

議員おっしゃるとおり、人件費が主な支出内容となっております。 以上です。

〇議長 (角田一美君)

13番福井正議員。

〇13番(福井 正君)

そういう施設に携わる、いわゆる職員の方たちの数というのは今何人ぐらいいらっしゃいますか。

何人ぐらいいらっしゃって、どういうふうな仕事をなさっているのかなと。私たちが知る 必要もないのか分かりませんけれども、そこら辺は分かりますか。

〇議長(角田一美君)

中村福祉課長。

〇福祉課長(中村祐介君)

お答えいたします。

職員の数ということですので、正式にはまだ把握はしておりませんが、1施設大体10人程度ということになります。規模によってまたそれぞれ違うと思いますが、10人までのところ、それから、十二、三人程度ということで考えております。

以上です。

〇議長 (角田一美君)

13番福井正議員。

〇13番(福井 正君)

最後の質問になりますけれども、障害者共同生活支援事業というのがございます。この共同生活というのが私も頭の中で分からないところがあるんですけれども、どういう状態なのか、教えてください。

〇議長 (角田一美君)

中村福祉課長。

〇福祉課長(中村祐介君)

お答えいたします。

障害者共同生活支援事業ということで、共同生活ですね、これはグループホームというようなことでございます。老人介護のほうもありますけれども、障害者のほうも自立支援に向けて施設に完全に入所して生活介護を受けるというのもありますけれども、ある程度軽度の方は障害者の方が共同生活をしていくというスタイルが今かなり増えております。ただ、食事とか、そういった面についてはお世話をされる方が当然いらっしゃいます。

障害の程度によっても、いろいろと介護がきっちりとついているグループホームもあれば、 食事なしの施設もあるというようなことで、そこはグループホームそれぞれの目的、それか ら、そういった方に対応できるような職員、設備になっているかというのも大分違っている ところでございます。

比較的グループホームで手のかからない、例えば、グループホームに行って、昼間は作業 所に行っている方というのが結構いらっしゃるんですよね。作業所に行って、夜帰ってきて、 グループホームで寝泊まりをするというようなところで、かなり単価も違ってきます。1人 当たりの給付費、それも重度で常時たんの吸引が必要な方を受け入れるグループホームとかもありますので、そういったところでもかなりそれぞれ施設に特徴があるということで受入れをしているところでございます。

以上です。

〇議長 (角田一美君)

ほかにありませんか。6番杉原元博議員。

〇6番(杉原元博君)

6番議員の杉原です。1点だけ質問いたしますが、補正予算書の55ページ、商工費です。 道の駅鹿島駐車場整備工事で12,000千円増額になっておりますが、この増額の理由と内容 についてお聞きいたします。

〇議長 (角田一美君)

山口商工観光課長。

〇商工観光課長(山口 洋君)

お答えをいたします。

道の駅「鹿島」の整備事業につきましては、国道からの進入、または駐車場での安全対策 ということで、利便性向上のために令和3年度から駐車場整備等、また、入り口の工事等を 行っております。

工事に関しまして、駐車場の中、また、国道部分に関しまして用地買収が必要になってございます。市のほうでは7筆用地買収が必要でありますけれども、そのうちの1区画につきましては、県と共同で行っておりますけれども、今年度の用地買収が困難ということで、来年度、4月以降に行いましょうということで県と協議を行っているところです。その分を減額いたしまして、今現在、道の駅内部のほう、千菜市、または展望館前のところの駐車場整備を行っておりますけれども、その分の事業費として組替えを行っているという状況でございます。

以上です。

〇議長 (角田一美君)

6番杉原元博議員。

〇6番(杉原元博君)

分かりました。土日とか行ったら結構車が多くて、なかなか駐車ができないというような 状況もございます。コロナ禍ではありますけれども、道の駅、そういった交流の拠点に多く の観光客に来ていただくということは非常に喜ばしいことではないかなと思います。一方で、 やっぱり交通安全対策も必要かと思いますので、しっかり整備をよろしくお願いしたいと思 います。

すみません、もう一点だけ、そのページの下に道の駅鹿島物件移転補償ということで5,000

千円の減額となっていますけど、これについて説明をしていただけますか。

〇議長(角田一美君)

山口商工観光課長。

〇商工観光課長(山口 洋君)

お答えをいたします。

道の駅鹿島物件移転補償につきましては、先ほど言いました用地の買収、建物の移転等、また、敷地内にあります電柱の移転等がございます。その分につきまして、電柱移転については、現在、工事を発注いたしまして、ある程度の額の確定が出ましたので、その分を減額いたしまして工事のほうに繰入れをしているということでございます。

以上です。

〇議長 (角田一美君)

ほかに質疑ありませんか。5番池田廣志議員。

〇5番(池田廣志君)

5番議員の池田廣志でございます。1つ確認の意味でお尋ねをしたいのが、この一般会計補正予算(第6号)の中の予算書20ページにございます国庫補助金、この中で道路橋りょう費国庫補助金が8,594千円減額になっております。これの内訳として、社会資本整備総合交付金の道路の減額が5,634千円、道路メンテナンスのほうで減額の7,305千円、それと通学路の緊急整備の中で4,345千円が増額になっておりますが、全体で道路橋梁に関する国庫補助金が8,594千円減額されているのは特に理由があったのか、お聞かせ願いたいと思います。

〇議長(角田一美君)

橋川都市建設課長。

〇都市建設課長 (橋川宜明君)

お答えいたします。

今回の国庫補助金の8,594千円、道路とか橋梁関連の補助金の減額でございますけれども、これは国からの交付額の確定に伴います減額、それと、同じく歳出のほうでそれに伴います工事等の増減をさせていただいているというところになります。すみません、今手元に資料はないんですけれども、要望額の80%台から90%台の中で推移していたんじゃなかったかと記憶をしているところでございます。

以上です。

〇議長(角田一美君)

5番池田廣志議員。

〇5番(池田廣志君)

それでは、この予算書の57ページのほうで歳出が上がっておりますけど、この中で気になるのが道路維持費の金額の計上のところで、まず、委託料が20,000千円増額をして、工事請

負費が17,000千円の減額になっています。これについては、どうしてこういうことになったんですか。私も9月議会の中でお尋ねしたときには、市内の1級市道、これがあまりにも私から言わせれば維持管理ができていないと思っています。西部中学校前の大きい市道一つとっても、中央線もない。それと右折レーンも消えてしまっている。それと道路側線も消えている状況の中で、何でこんな減額をするのか。そして、浜地区を見ましても肥前浜駅前から延びている市道がほとんど中央線もない。側線もございません。それとか、浜小学校近くの市道についても、そういう意味では交通安全になるような設備がない中で、この17,000千円を何でここで減額しているのか、お尋ねをしたいと思います。

〇議長(角田一美君)

橋川都市建設課長。

〇都市建設課長 (橋川宜明君)

お答えいたします。

予算書57ページ、14節. 工事請負費の17,000千円の減額につきましては、横田堤横水路工事を40,000千円から17,000千円への減額ということになります。こちらのほうは横田堤という軟弱地盤の上の工事でございましたので、少しお高めのと言ったら語弊がありますが、堅く工事費を計上していたのですけれども、実際着手をしてみて、地盤が比較的安定しておりましたので、今回この横田堤横の水路工事だけで17,000千円の減額をいたしているものでございます。

以上です。

〇議長 (角田一美君)

5番池田廣志議員。

〇5番(池田廣志君)

分かりました。道路維持費のところの予算の減額ということであれば、なかなか納得できなかったんですが、そういうような工事現場の事情でということなら納得いたしました。

それともう一つ、徳村議員のほうでもお尋ねになりましたけど、市道中川・井手分線、これの道路設計業務委託が20,000千円、今回補正で上がっておりますけど、この市道に関して一番気がかりなのは、これは前にもお尋ねしたと思うんですが、国道207号からこの市道に入って市役所のほうに入ってくるわけでございますけど、ここのちょうど入ってくるところ、これがあまりにも暗い。特に国道を走ってきた車が中川橋を越え、いよいよ曲がる段階になったら、右折をいたします。そうしたときに、ちょうど右折する車からすれば、前から来る対向車にも気を取られ、後ろから来る歩道を走ってくる自転車、これは坂を下ってきますので、かなりのスピードで下ってまいります。だから、これに神経も使わにゃいけないんですけど、あまりにも照明がないもんだから暗いんです。

それで、先日もここで人身事故が起きました。自転車と車の接触事故がありましたので、

この辺りを今後設計委託の中でどういうふうに考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

〇議長 (角田一美君)

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時5分から再開します。

午後 0 時 2 分 休憩午後 1 時 5 分 再開

〇議長(角田一美君)

休憩前に引き続き会議を開き、議案第69号の質疑を続けます。

午前中の池田議員の質問に対する答弁をお願いします。橋川都市建設課長。

〇都市建設課長 (橋川宜明君)

お答えいたしますが、その前に一つ、言葉の定義をさせてください。

道路管理者が設置します照明というのは、道路灯のほかに街路灯があるのですが、道路の 街路灯自体は歩行者の専用とか、そういう特殊なところにつきませんので、議員の皆様方が 一般的に言われる街路灯というのは、実は防犯灯に近いものになってまいります。

車道を照らします道路灯につきましては、国の基準によりますと、もちろん全面的に照明 をするのが理想的ではあるが、それでは事業費及び維持管理費が膨大になるので、局所的な 照明にすることが望ましいとされているところでございます。

じゃ、その局所的なところはどこかといいますと、橋梁とか、横断歩道とか、あと、夜間の事故が多い場所というところで規定をされているところでございまして、池田議員御質問の、今回の市道と国道207号が接するところには横断歩道がつきますので、そこを改良する場合においては照明を設置する前提で警察との協議に臨ませていただきたいというふうに思います。

ただ、もう一つ言われました中川橋のところから横断歩道までの間というのは、実は国道207号の国道のほうになっている、県が管理しているところということもありますが、もう一つ池田議員が言われた、自転車が下ってくる、実は自転車は左側通行なので、上ってくる方向でございまして、そことはちょっと逆になるところではございますが、実態がそういうところがあるというのは地元に住んでいる人間として分かっておりますし、あとはその照明をつけるときにどこまでうまくできるか、警察にそういう話はできないものですから、御質問の趣旨は十分考慮しながら警察との協議に臨ませていただきたいというふうに考えております。

以上です。

〇議長(角田一美君)

5番池田廣志議員。

〇5番(池田廣志君)

今のお答えでいただいたように、あくまで、やっぱり市民の命を守るという意味で、ぜひ その辺りの安全施設の整備についてはよろしくお願いをしたいと思います。

それと、この同じ市道の中川〜井手分線の在り方のところで、私も非常に気になっているのは、前の徳村議員のときにも御説明があったように、この路線は小さいカーブがかなりあります。それで、特にこの市役所のほうの東側で交差する三差路、ここのところも井手分のほうから来る市道が非常に狭くて、ほとんどの車が中央線をオーバーして入ってまいります。だから、そういう意味では中央線がかなり傷む状況なので、それだけ車がそこをオーバーしながら回ってきていると思います。ちょうど場所的には中川公園に入る入り口のところですね。そこのところが非常に危なくて、それと、県道奥山〜鹿島線のほうから車が入ってきたときに、左から来る車というのがカーブミラーでしか確認できなくて、なかなかあのカーブというのは厳しくなっています。だから、その辺りもぜひ今回改修のときには御検討をいただきたいと思います。

それともう一つは、この市道中川~井手分線の全体的になんですけど、非常に横断歩道が狭いですね。特に、皆様方が市の職員の駐車場として利用されている、ほんのその先のところには、あの狭い横断歩道の真ん中にカーブミラーが立っています。だから、本当に歩いても通れないような状況になっていますので、その辺りの対策を含めて、横断歩道の在り方も検討をお願いしたいと思います。

それと、今皆さんが健康づくりのために非常に歩いておられます。これは私を含めてなんですが、歩いておられる方と話すときには、この市道中川~井手分線は歩くのが怖いもんねとおっしゃる。だから、それだけ歩道整備が、されてはいるけど狭いんだろうと思います。だから、今後の考え方についてよかったらお示しいただきたいと思います。

〇議長(角田一美君)

橋川都市建設課長。

〇都市建設課長 (橋川官明君)

お答えいたします。

先ほど議員御指摘の部分につきましては、大字納富分地区振興会から令和4年4月にこの 中川~井手分線の歩道が狭いなど、今御指摘いただいた部分の要望書が出ております。

今回、詳細設計の業務委託費を上げておりますのは、あくまでもならの木さんのところから市道のところまででございまして、実は大字納富分地区振興会から出た部分の設計をするわけではございません。ここの問題点としては、先ほど来あっておりますとおり、両側に歩道はあるんですけれども、歩道が狭いという問題があるわけなんですけれども、ここを用地買収して歩道を拡幅するとなりますと、かなりの長期間の事業になるというふうに予想されるところでございます。このため、ならの木さんから誕生院前交差点付近までの道路の設計に当たっては、一度、予備設計のようなものを行って、どういう在り方がこの路線にふさわ

しいかというものを複数案出させていただきまして、そこでまた地元と協議したりして、その協議結果を基に詳細設計に臨むというふうな手順を、一応こちらのほうでは検討している 次第でございます。

以上です。

〇議長(角田一美君)

5番池田廣志議員。

〇5番(池田廣志君)

それでは、今回の設計委託の内容は、ならの木さんのところまでということを聞いておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、次にお尋ねしたいのは、この同じ資料の57ページのところで、工事請負費が17,000 千円減額となっています。これは道路維持費なんですが、これは先ほどの御説明にあった鹿 島小学校横の横田堤のところの道路費の減額ということですか。それとも、私が今お願いし ている1級市道、これが非常に中央線も消え、側線も消え、退避するための右折レーンまで 線が消えているような状況の中で、この辺りの対応をぜひ早くお願いしたいと思っています ので、それと関係があるのかどうか、よかったら御説明をお願いしたいと思います。

〇議長(角田一美君)

橋川都市建設課長。

〇都市建設課長 (橋川宜明君)

お答えいたします。

予算書57ページ、2目. 道路維持費、14節. 工事請負費の市道舗装改修ほかの17,000千円の減額は、県道の横田堤の工事に付随しまして、横田堤の中にうちが水路を入れるための工事費、これが40,000千円見込んでおったんですけれども、現地に入りますと、工事費がそこまでかからないということが分かりましたので、17,000千円減額し、23,000千円の工事費にするための減額でございまして、今、池田議員御指摘のような道路の維持補修のための工事の減額ではございません。

以上です。

〇議長(角田一美君)

5番池田廣志議員。

〇5番(池田廣志君)

ありがとうございました。私もこの道路の維持管理というのは、市民の命に直結するような問題でございまして非常に心配をしております。できるなら本当に1級市道の、まず、そういうふうな安全施設の整備については、今後怠りなく、予算を集中させてでも、ぜひ解決をお願いしたいと思います。

これで終わります。

〇議長(角田一美君)

ここで徳村博紀議員の質問に対して執行部から追加答弁の申出があっておりますので、これを許します。橋川都市建設課長。

〇都市建設課長 (橋川宜明君)

先ほどの徳村議員の質問に対する答弁で不足があったようでございますので、改めて答弁 をさせていただきます。

横田堤横の県道山浦〜肥前停車場線の横田校区の工事につきましては、今年度は鹿島小学校交差点から横田公民館前の区間に関しまして、ここは片側歩道なんですけれども、ここも歩道が狭うございますので、歩道の拡幅を主な工事とした工事でございます。

工期は今年度3月中旬から下旬ぐらいになっているんですけれども、少し工事のほうが遅れぎみというところでは聞いておりますので、若干繰り越す可能性もありはしますけれども、今、県のほうでは工期内に間に合わせるよう鋭意努力をされているというところでございます。

次に、この区間に関しましては横田公民館から、今度は広瀬橋のところがあるのですが、 現在ここは用地買収中でございます。ですから、この用地買収が完了次第、残りの区間の工 事に着手される。ただ、用地買収でございますので、いつから工事に着手されるかというの はまだ決まっていないということでございます。

以上です。

〇議長 (角田一美君)

ほかに質疑ありませんか。7番樋口作二議員。

〇7番(樋口作二君)

7番樋口作二でございます。1点だけお尋ねをいたします。

特に補正予算に載っていなかったのであえて質問いたしますが、全員協議会等で話合いを しました燃油等の高騰に対する支援についてであります。御承知のとおり、燃油、あるいは 肥料等が高騰して、特に第1次産業をなされている方については非常に苦しい経営をされて いると。ノリの1番摘み、2番摘み等も、今、1番摘みせんで2番摘み等も行われているよ うな状況かなと思いますけど、昨年よりは多少いいのかなと思いますけれども、なかなか厳 しい状況が続いているようでございます。

そういった中、燃油、あるいは農業等の肥料高騰も大変な状況かなというふうに思いますが、この件について市の補助等はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

〇議長(角田一美君)

江島農林水産課長。

〇農林水産課長 (江島裕臣君)

お答えをいたします。

今、議員御指摘ありました燃油価格の高騰、また、肥料価格高騰についての支援でございますけれども、これに関しましては、せんだって9月議会のほうで補正予算をいただきまして、肥料価格、また、燃油価格の高騰に対する国県の補助に対する市単独の上乗せを実施いたしておりまして、既にその支援金といいますか、補助金の支払いも今月中に完了する予定でございます。

以上です。

〇議長 (角田一美君)

7番樋口作二議員。

〇7番(樋口作二君)

全員協議会では県等の支援の様子を見ながら再度協議するようなこともちょっと伺ったと は思いますけど、これからまたさらなる支援というのは考えておられないということでよろ しいでしょうか。

〇議長 (角田一美君)

山﨑産業部長。

〇産業部長(山崎公和君)

お答えいたします。

まず、1次産業の分につきましては、全員協議会のほうでもお答えしましたけれども、6月に燃油高騰対策分の補正をいただきまして、令和4年度分の園芸農家の燃料費、それから、漁師さんが使われる燃油等について今年に使われる分の、それぞれ基金を積み立てて高騰分に対策される制度がありますので、その申込みをされる量に応じた支援ということを行っております。費用につきましても9月補正で、令和4年の秋費、春費ということで、今年度これから使われる分とかを含めて、その分の申込分について、上乗せ分について、国県の上乗せの分を支援するということで、形式的には令和4年度分はそういった形で対応しているということを申し上げました。

ただ、今現在もやはりこういった物価高騰というのは継続しているということですので、 状況を見ながら、そこはまた国県のほうがどう対処されるのか、そこでまた必要な、市とし てできるところがあれば、そこはその時点でまた検討していきたいと考えております。

それからもう一つ、中小事業者に対しての支援ということで、いろんな資材、燃料も含めて高騰している分について、一度、県のほうが9月末まで、結果的には11月末までそういった受付をされて、実際被害を受けた方の割合とか、そこら辺を要件としながら支援をされる分について、市のほうでその分の上乗せというのを検討しておりましたけれども、その後、県のほうが、そういった要件をなくして、影響を受けておられる中小事業者も含めて、また追加の支援をされるということでございましたので、その件につきましては予定していた、我々が想定していたところは、今回、市のほうで支援するのは見合せをしているところでご

ざいます。

ただ、ここにつきましても、今後の動向を見ながら、その状況にあわせて必要なことがあれば、また検討していきたいと考えております。

〇議長(角田一美君)

7番樋口作二議員。

〇7番(樋口作二君)

ありがとうございます。昨年のノリの状況というのは非常に厳しいものがありましたので、 今年度でどれだけ挽回できるかというところもありまして、そういった意味も含めて、事業 者の方への心がけといいますか、そういったことで目を向けていただければ大変ありがたい と思います。どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長(角田一美君)

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (角田一美君)

質疑がないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田一美君)

討論を終わります。

採決します。議案第69号 令和4年度鹿島市一般会計補正予算(第6号)については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(角田一美君)

起立全員であります。よって、議案第69号は提案のとおり可決されました。

日程第2 議案第70号

〇議長 (角田一美君)

次に、日程第2. 議案第70号 令和4年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。広瀬保険健康課長。

〇保険健康課長 (広瀬義樹君)

それでは、議案第70号 令和4年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。

議案書は51ページでございますが、別冊の補正予算書で説明いたしますので、補正予算書 の御用意をお願いいたします。 今回の補正は、主に歳入において県支出金を増額し、一般会計繰入金を減額するものでございます。歳出においては人件費の各費目の増減と、総務費でシステム改修に係る費用を計上し、また、保険給付費を今後の見込みにより増額するものでございます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算それぞれ3,236千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,622,648千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして、4ページから5ページを御覧ください。今回補正予算の事項別明細書でございます。

続きまして、6ページを御覧ください。ここからは歳入でございます。

4款1項1目.保険給付費等交付金は、未就学児の均等割保険税軽減措置の導入に伴うシステム改修費2,779千円の新規計上及び新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の執行500千円の増を見込み、合わせて3,279千円を増額するものです。

7ページを御覧ください。

6款2項1目.一般会計繰入金は、出産育児一時金の執行見込みにより1,120千円の増及 び職員人件費の執行見込みに伴う事務費繰入金の7,635千円の減を見込み、合わせて6,515千 円を減額するものでございます。

8ページを御覧ください。ここからは歳出でございます。

1款1項1目.一般管理費は、職員、会計年度任用職員の人件費執行見込みにより7,635 千円の減及び先ほど歳入でも説明いたしました未就学児の均等割保険税軽減制度改正に伴う システム改修に係る繰出金2,779千円の新規計上により、合わせて4,856千円を減額するもの です。

9ページを御覧ください。

2款4項1目. 出産育児一時金は、執行見込みにより1,680千円増額するものです。

10ページを御覧ください。

2款6項1目. 傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の執行見込みにより500千円を増額するものです。

11ページを御覧ください。

6款1項1目. 特定健診等事業費は、会計年度任用職員の人件費の執行見込みにより233 千円を増額するものです。

12ページを御覧ください。

6款2項3目.保健推進費は、訪問指導事業に係る会計年度任用職員人件費の執行見込みにより114千円を増額するものでございます。

13ページを御覧ください。

10款1項1目.予備費は、今回の補正に伴う財源調整として907千円を減額するものでございます。

14ページから19ページは今回の補正に伴います給与費明細書でございます。

以上で議案第70号の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〇議長 (角田一美君)

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田一美君)

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田一美君)

討論を終わります。

採決します。議案第70号 令和4年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(角田一美君)

起立全員であります。よって、議案第70号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第71号

〇議長(角田一美君)

次に、日程第3. 議案第71号 令和4年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。広瀬保険健康課長。

〇保険健康課長 (広瀬義樹君)

それでは、議案第71号 令和4年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について説明いたします。

議案書は52ページでございますが、別冊の補正予算書で説明いたします。補正予算書の御 用意をお願いいたします。

今回の補正は、歳入のうち、職員の人件費と過年度保険料の還付金を増額し、これに伴い、 歳入で一般会計繰入金及び過年度保険料還付金を増額するものです。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算それぞれ812千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれ

ぞれ461,487千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして、4ページから5ページを御覧ください。今回の補正予算の事項別明細書でございます。

続きまして、6ページを御覧ください。歳入でございます。

3款1項1目.事務費繰入金は、一般会計からの繰入金でございます。職員人件費等の執行見込みにより412千円を増額するものでございます。

次に、7ページを御覧ください。

5款2項1目.保険料還付金は、過年度保険料還付金の執行見込みにより400千円を増額するものでございます。過年度還付金が生じた場合は、一旦、市から被保険者に還付を行い、後日、後期高齢者医療広域連合から市へ同額が支払われる仕組みとなっております。

8ページを御覧ください。ここからは歳出となります。

1款1項1目. 一般管理費は、職員人件費等の執行見込みにより412千円を増額するものです。

続きまして、9ページを御覧ください。

3款1項1目.保険料還付金は、先ほど歳入で説明いたしましたように、過年度保険料還付金について執行見込み400千円を見込み、増額するものでございます。

10ページから12ページは今回の補正に伴います給与費明細書でございます。

以上で議案第71号の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〇議長(角田一美君)

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田一美君)

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田一美君)

討論を終わります。

採決します。議案第71号 令和4年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長 (角田一美君)

起立全員であります。よって、議案第71号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第72号

〇議長(角田一美君)

次に、日程第4. 議案第72号 令和4年度鹿島市給与管理特別会計補正予算(第1号)についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。白仁田総務課長。

〇総務課長(白仁田和哉君)

議案第72号 令和4年度鹿島市給与管理特別会計補正予算(第1号)について御説明を申 し上げます。

議案書53ページ、それから、給与管理特別会計補正予算のほうで説明をいたしますので、 御準備をよろしくお願いします。

それでは、53ページのほうは議案でございますので、給与管理特別会計の補正予算のほうの1ページを御覧ください。

歳入歳出それぞれ12,406千円を減額し、総額を1,890,786千円とするものでございます。 2ページ、3ページは補正予算の集計表です。

次の4ページ、5ページにつきましては事項別明細書となっております。

6ページをお願いします。

歳入です。それぞれ一般会計、特別会計のほうから今後の執行見込みに合わせて増減を 行っております。

7ページをお願いします。

歳出のほうも一般会計及び特別会計のほうから今後の執行見込みを見積もって、その分で 増減を行っているところです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(角田一美君)

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田一美君)

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田一美君)

討論を終わります。

採決します。議案第72号 令和4年度鹿島市給与管理特別会計補正予算(第1号)については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長 (角田一美君)

起立全員であります。よって、議案第72号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第73号~議案第78号

〇議長(角田一美君)

次に、日程第5.議案第73号 鹿島公民館の指定管理者の指定について、議案第74号 能 古見公民館及び鹿島市のごみふれあい楽習館の指定管理者の指定について、議案第75号 古 枝公民館及び鹿島市林業センターの指定管理者の指定について、議案第76号 浜公民館及び 鹿島市臥竜ヶ岡体育館の指定管理者の指定について、議案第77号 北鹿島公民館の指定管理 者の指定について、議案第78号 七浦公民館及び鹿島市漁村センターの指定管理者の指定に ついて、以上6議案を一括して審議に入ります。

当局の説明を求めます。嶋江生涯学習課長。

〇生涯学習課長(嶋江克彰君)

生涯学習課から、議案第73号から議案第78号まで、鹿島市の6地区公民館等の指定管理者 の指定について一括して説明いたします。

議案書は54ページから59ページ、議案説明資料は70ページからになります。よろしくお願いします。

この6議案は、鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、鹿島市の6地区の地区公民館等の指定管理者の候補者を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由といたしましては、地方自治法第244条の2第3項の規定により地区公民館の管理を指定管理者に行わせたいので、これらの案を提出するものでございます。

内容につきましては、議案説明書で説明をいたします。

現在、鹿島市の6地区の公民館については、指定管理者制度により管理運営をお願いしておりますが、令和5年3月31日をもって5年間の指定管理期間が満了いたします。今回は期間が満了した後の令和5年4月以降につきましても、引き続き現在の指定管理者である団体に指定管理者制度による管理運営の方針でお願いしたいということで御審議をお願いするものでございます。

6 地区の公民館の説明をいたす内容につきましては重複する部分が多いため、項目ごとに まとめて説明をいたします。

議案説明資料70ページをお願いいたします。

1、公の施設の概要を説明いたします。各施設の名称と所在地を申し上げます。

鹿島公民館、鹿島市大字高津原4326番地1、鹿島市民交流プラザ3階。能古見公民館及び 鹿島市のごみふれあい楽習館、鹿島市大字山浦甲2151番地。古枝公民館及び鹿島市林業セン ター、鹿島市古枝甲1448番地1。浜公民館及び鹿島市臥竜ヶ岡体育館、鹿島市浜町甲4401番地2。北鹿島公民館、鹿島市大字常広101番地1。七浦公民館及び鹿島市漁村センター、鹿島市大字音成戊1922番地19となっております。

施設の設置目的ですが、まず、地区公民館の設置目的です。

地区内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、 もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増 進に寄与すること、それから、生涯学習に関する事業及び地域振興に関する事業を行うこと となっております。

71ページの上のほうを御覧ください。公民館と併せて、その他の機能を併せ持った施設の 目的となります。

鹿島市のごみふれあい楽習館は、生涯にわたる学習及びスポーツ・レクリエーションを通じて、市民が触れあう場とする。

鹿島市林業センターは、鹿島市における林業者及び地域住民の人づくり、文化生活の改善、 社会活動の参加等、住民交流を促進させ、明るい豊かな人格育成を図る。

鹿島市臥竜ヶ岡体育館につきましては、市民の体育の振興及び健康の増進を図る。

鹿島市漁村センターにつきましては、鹿島市における水産業者及び地域住民の人づくり、 文化生活の改善、社会活動の参加等、住民交流を促進させ、明るい豊かな人格育成を図ると いう目的になっております。

2の管理の主な業務の範囲は5つございます。

1つ目が社会教育及び生涯学習に関する事業の実施、2つ目が地区公民館、その他施設の管理運営に関すること、3つ目が使用料の徴収及び収納事務、4つ目が市が行う業務への協力、5つ目がその他教育委員会が必要と認める業務となっております。

次に、3の指定の方法についてですが、単独指定でお願いをしたいと思います。

単独指定の理由としましては、今回、6地区公民館の利用者を対象としたアンケート調査を基に、現行の指定管理者による運営が地域住民のニーズを満たしていると判断し、単独指定を選定いたしました。

アンケートの内訳としまして、約75%の方が地域住民のニーズに合った管理運営や利用促進の努力を支持、あるいは80%の方が引き続き地域住民が主体となった指定管理者制度による公民館運営を望まれています。

また、単独指定の法的な根拠ですが、鹿島市公の施設に係る指定管理の指定手続等に関する条例第2条のただし書にある合理的な理由ということで、74ページの条例の施行規則をつけておりますが、第3条1号、地方自治の振興などの目的のため地域住民団体による自主的な管理運営が期待されるとき、また、5条の当該公の施設を現に管理しているものが、引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果

が相当程度期待できるとき、この2つの項目に該当するということで、単独指定でお願いし たいと考えております。

72ページにお戻りください。

4、指定管理の候補となる団体について御説明をいたします。

鹿島公民館、鹿島公民館運営協議会。能古見公民館及び鹿島市のごみふれあい楽習館、能古見地区振興会。古枝公民館及び鹿島市林業センター、古枝地区振興会。浜公民館及び鹿島市臥竜ヶ岡体育館、浜町振興会。北鹿島公民館、北鹿島振興協議会。七浦公民館及び鹿島市漁村センター、七浦地区振興会に、それぞれ候補ということでお願いをしたいと考えております。

次に、5、指定の期間については、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年としております。

次に、6、過去の指定管理の状況については、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間を、それぞれ先ほど申し上げた団体が指定管理をしてきたという状況です。

7、利用状況及び市委託料状況につきましては、平成30年度から令和3年度までの各公民館の利用実績と委託料の収支を載せておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

以上で公民館の指定管理に関する説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(角田一美君)

ただいまの説明について、一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。8番中村和典議 員。

〇8番(中村和典君)

8番議員の中村和典でございます。ただいまの指定管理者の件について、何点か質問いた したいと思います。

実は私も、この件につきましては、さきの全員協議会において、地区の公民館の職員さんの実態がどのような状況になっているかということで資料を要求いたしました。それで、6地区公民館のうち、この資料によりますと、4つの地区公民館において、第1期の指定管理から15年間連続で勤務されている職員さんが4名いらっしゃいます。途中、主任から主任主事に変わられた方もいらっしゃいますが、6地区のうち4地区の公民館については、もう15年、この指定管理が始まってからずっとこの方は連続して勤務をされている実態が分かりました。それで、これがいいのか悪いのかということについては、それぞれの指定管理団体の中で議論等もなされていると思いますので、あえて私はこの件については深く触れないつもりでおります。

しかし、つい先日、鹿島市監査委員さん両名による財政援助団体の監査結果についてということで資料を頂きました。それで、ちょうどこの資料の内容が、令和4年度において財政援助団体として監査を行った1つの地区公民館、それから1つの法人団体、これについて意見が添えてあったわけでございますが、特に私がこの内容を見て、地区公民館の指定管理の在り方について、少し反省をすべき点があるんじゃなかろうかということに気づいたわけでございます。当然、今、生涯学習課長からもあったように、監査のほうからは毎年こういった資料に基づいて議員全員に監査の結果を配られております。それで、市長にももちろん報告がじかにあっているかと思います。

それで、私が1つ気づいたのは、多分、今年度実施された地区公民館が、あえて名前は出しませんが、最後の財政援助団体の監査の公民館じゃなかったろうかと思います。それで、今回指摘された意見をつぶさにまとめて報告してありますが、これは後ほど執行部の皆さん、それから、議員の皆さんにも見ていただきたいと思いますが、資料の一番最後のほうに、5ページのほうに意見としてまとめていただいております。それで、この内容を見ますと、大きく3点、指定管理者としてこの実態がどうなのかというふうな、結局疑問を呈した意見になっております。それで、特に経理の問題、それから、事務の執行の問題、ここら辺はどこの公民館についても幾らかはそういう指摘される部分があったかと思いますが、今回のこの地区公民館については、特にこの3項目にわたっての指摘がかなり重過ぎているんではないかというふうな感じを持つわけでございます。

具体的に申し上げますと、特に生涯学習課、教育長に申し上げたいのは、今まで過去5か年にわたって、監査のほうから財政援助団体の監査という形でそれぞれの地区の公民館の監査が行われております。それで、そのときに今回と同じような意見を添えて改善の指摘をなされております。この点について全く、令和4年度においてはその改善がなされていないというのが私の一番の気づきでございます。

それで、この監査の指摘の状況を見て生涯学習課長がどう思われたのか、まず、その点について確認をいたしたいと思います。

〇議長(角田一美君)

嶋江生涯学習課長。

〇生涯学習課長(嶋江克彰君)

お答えいたします。

今回、監査を受けさせていただきまして、何点か指摘をいただきました。その内容につきましては、やはり指導的立場にある生涯学習課としても非常に反省するべき点が多いと感じております。

今後こういうことが繰り返されないように、指摘された事項については実地調査をできる ことに基本協定の中で記載をされておりますので、改善されるまで何回でも実地調査を確認 したいと、きちんとできるまで何回でも行きたいと考えております。 以上です。

〇議長 (角田一美君)

8番中村和典議員。

〇8番(中村和典君)

私が特に担当課長に申し上げたいのは、この財政援助団体の監査が本年度に限って行われた案件じゃないんですよね。毎年こういう形で、しかも6度目ということで、多分最後の公 民館じゃなかったかと思います。

それで、ずっと今までの状況を見ておりますと、第1回、第2回を受けられた公民館に対してどういうふうな監査が行われたのか、どういうふうな指摘があったのか、どういうふうな改善を求められたのか、この辺を通常の業務、あるいは学習として、公民館の主任主事さん、主事さん、それから生涯学習課の担当の職員さん、当然ここは気に留めて学習をしなきゃいかんだったと思うんですよね。それで、私が感じたところでは、今までそういう財政援助団体の監査に当たっては、次に受けられる公民館の人たちは、事前にもっと緊張感を持って、二度と轍を踏まないように、そういうふうな真剣な態度で受験をされたということも聞いております。それで、今回、最後になってこういう失態がまた見られたということについて、私は非常に残念でたまりません。

それで、今、課長から答弁がございましたが、こういう結果が出てから、そのときだけの 指導、助言に終わらず、年間を通じて、これからまた新しい5年間の指定管理の委託が始ま るわけでございますので、これがしかも毎月1回、公民館の連絡協議会というのが開催され るそうでございます。その中でも当然、今回の指摘に対する問題提起あたりも取り上げてい ただいて、改善できる分については早急に対応できるような体制づくり、この辺についてど ういうふうに考えておられるのか、この点について確認をしたいと思います。

〇議長 (角田一美君)

松尾市長。

〇市長(松尾勝利君)

今の件について、せんだって監査の報告を受けました。それで、担当の課に指示を出したことが、今回のこういう指摘事項について、しっかり内容について精査をすること、それと、その指定管理の団体に何か月後にこれが改善されたのか、現場に行ってはっきり確認をすること、そういうことを指示しましたし、協議会が今までずっとあっております。こういう協議会の中で、このことを共有して、しっかり各地区の公民館で対応していくようにという指示を出したところでございます。

議員おっしゃるように、やはり監査の意味というのは、皆さん方がしっかり監査をしていただいて、今後の改善をするというのが一番大事だと思っておりますので、その指示につい

ては担当課のほうにしっかり指示を出したところでございます。

〇議長(角田一美君)

8番中村和典議員。

〇8番(中村和典君)

ただいま市長の答弁を聞きまして、一応安心をいたしました。

それで、最後にちょっとお願いでございますが、執行部の皆さんにも議員の皆さんにも全員に配られております今回の財政援助団体の監査の結果報告書、これの特に一番最後のページ、5ページ、これをぜひ皆さん必読して頭の中に入れながら今後の市政運営に当たっていただくことを申し上げて、質問を終わります。

〇議長 (角田一美君)

ほかに質疑ありませんか。15番松田義太議員。

〇15番(松田義太君)

15番議員の松田です。何点か質問をさせていただきたいと思います。

先ほど中村和典議員のほうから質問がありましたので、少し重複するところもあるかもしれませんが、確認も含めて質問をさせていただきたいと思います。

この指定管理者の制度が各地区公民館に導入をされてから3回目ということですので、約 15年がたちます。

その中で、平成20年から導入がされておりますけれども、この期間、運営費の中で人件費 の推移というのはどのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。

〇議長(角田一美君)

嶋江生涯学習課長。

〇生涯学習課長(嶋江克彰君)

お答えをいたします。

人件費につきましては、平成20年から公民館の指定管理が始まっておりますけれども、そのときから同じ金額となっております。

以上です。

〇議長(角田一美君)

15番松田義太議員。

〇15番(松田義太君)

これまで年数を経て、人件費の推移がほとんど変わっていないと。国においては働き方改革などがありましたけれども、本来であれば、この人件費等については、もう少し担当課では考えていただかなければならないのかなと思います。なぜならば、これまでも質問等をやってきましたけれども、やはり地区の公民館というのは様々な面で地区の拠点になっているということであります。また、災害等もあったときには拠点としての役割もあります。

これまで、導入をされて15年がたちますが、私も15年前の審議に立ち会いました。松尾市長もその場におられました。私はどちらかというと否定的な考えでありましたけれども、本当に2人の職員さんと地区の振興協議会はじめ、皆さん方の協力でここまでやってこられたと思いますが、やはり今後はもう少し人に対してのそういう投資をしていかないと、地区が本当に今後まともなことができるのか。同時に、そこで働いている方々がどのような苦労をされているのか、その辺を担当課としてはしっかり見ていただくことが大事ではないかなと私は思っています。

特に、コロナでここ数年、地区行事等は縮小されていましたけれども、今後は少しコロナが落ち着いてきて、地区の行事、イベント等も増えてくると思います。そういう中で、やはりその公民館で働いている人、また振興協議会でやられている人、皆さん方と一緒に地区を盛り上げていくということであれば、少し勤務体制、勤務待遇、その辺も含めて担当課としては考えるときに来ているんではないかなと私は思いますけれども、どのように考えられますか。

〇議長 (角田一美君)

嶋江生涯学習課長。

〇生涯学習課長(嶋江克彰君)

お答えいたします。

公民館職員さんにおかれましては、先ほどからありますように長年勤務をされていらっしゃる方が複数おられます。10年以上の方が5人、5年から10年の方が4人、5年未満の方が1人という状況です。長年勤務をされているということで、地域住民とか指定管理者である地区振興会からも信頼をされ、公民館になくてはならない存在となられていらっしゃると聞いております。

一方で、先ほども申し上げましたけれども、公民館職員さんの人件費につきましては、指定管理を開始した平成20年度から同じ金額であるというところでございます。昨今の物価の上昇とか、最低賃金の引上げなどが行われている昨今におきまして、給料のアップを求める声があるということも承知はいたしております。

これまでは給料の改善はしてきておりませんけれども、福利厚生につきましては、健康保険とか厚生年金、労災保険、雇用保険等、充実をしております。また、超過勤務手当の支給、それから、人間ドッグの補助、インフルエンザワクチン接種の補助などの助成も行っております。また、休暇制度におきましても、20日間の年次休暇や特別休暇を設けているところでございます。

今後の給与の改善につきましては、今後の社会情勢とか、あと、公民館連絡協議会での御 意見なども参考として検討をさせていただきたいと考えております。

以上です。

〇議長 (角田一美君)

15番松田義太議員。

〇15番(松田義太君)

その給与関係について私が申し上げたのは、今いらっしゃる方もそうですが、今後新たに 採用をしていかなければならない時期が各公民館にはあると思います。先日、資料等もあり ましたけれども、多くの方が、先ほどあったように、10年以上の方がいらっしゃるけれども、 また、今後指定管理をしていく上では、新たな採用というのも考えていかなければならない。 そういうときに、本当に今の体系でまた新たな人たちが来てくれるのか、そういうこともや はり今後は考えていかなければならないんじゃないかなと思っています。

先ほど待遇の面で、休みとかのお話がありましたけれども、実際現場は2人しかいらっしゃらないんですよ。休みを1人取ったら、1人しかいらっしゃらない。そういうことも考えておかないと、それでもやっていってもらうしかないとお考えなのか、もしくは病気等で長期休暇した場合にどのような対応を現場としてやっていくのか。実際、大きなイベント等を地区がやったときに、1人が長期休暇をされて、1人でそれを全てやられると、そういうことも今後現実的に起きてくるんではないかなと思いますので、その辺を含めて、今働かれている、また、今後働かれるかもしれない人たちへの待遇等についてはもう一度考えていただきたいと思いますが、どのように考えられますか。

〇議長(角田一美君)

嶋江生涯学習課長。

〇生涯学習課長(嶋江克彰君)

お答えいたします。

職員さんの待遇の改善につきましては、やはり見直しの時期に来ているのではないかというところもありますので、課の内部で検討して、どのように改善していけるか、協議を続けていきたいと思います。

以上です。

〇議長 (角田一美君)

15番松田義太議員。

〇15番(松田義太君)

最後になります。これは市長にお伺いをしたいと思いますが、これまでも地区の公民館については当初からいろいろな課題がありました。最初のときは、人件費を含めて経費削減という言葉が本当に言われていました。しかし、15年たって、これだけ地区の公民館で行われている行事等も含めて、やはり一生懸命やられているのは私たちも分かります。

そういう中で、今申し上げたように、人件費の在り方であったりとか、やはり防災とかも 考えた場合には、地区公民館は非常に大事な部分になってきますので、15年たって新たに指 定管理をするということになったときは、やはり担当課と地区公民館の方々、またそれ以外も含めて、本当に今後どうしていくのか、その辺を真剣に考えるときに来ているのではないかと。ただ5年周期で指定管理をしていきますということではなくて、今新たにこの5年間をどのように取り組んでいくのかというのを考えていく、そしてまた、コロナで非常にここ二、三年、地区の行事等が縮小され、後継者不足も含めて大変な時期になりますので、その辺についてはもう一度、市としてバックアップ体制も含めて考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

〇議長 (角田一美君)

松尾市長。

〇市長(松尾勝利君)

指定管理の在り方について、松田議員のほうから質問がありました。さっきおっしゃったように、我々が議員の1期目で一番初めの年だったと思います。この指定管理について議論をしたことをよく覚えています。

この期間が15年という長きにわたって、例えば、処遇について、一部は変わりましたけど、基本的な給料というところでは、手当というところではそのままずっと来ております。15年間勤めるということの意味と、ベースアップがない中でずっと勤め続けていくということ、就労意欲にもやっぱり関係してくると思います。皆さん方、ずっと最低賃金も変わってきまして、いろんなことが処遇がよくなってきている中で、同じ状況というのは、やはり本人にとってはいろんな思いがあられるというふうに思います。

そういう中で、要望等も実際今あっておりまして、この指定管理の在り方について、15年 たちましたので、一定の見直し、これもする時期に来ているんじゃないかと私自身も思って おりますので、どういうやり方がいいのか、そこをまずしっかり庁内で話をして、皆さん方 にもお諮りをしたいなというふうに思っております。

以上です。

〇議長 (角田一美君)

ほかに質疑ありませんか。11番伊東茂議員。

〇11番 (伊東 茂君)

11番議員の伊東です。先ほど松田議員からも質問、意見等がありましたが、私も振り返ってみて、15年、この地区の公民館の指定管理制度、6地区においては定着しているなという気はするんですね。以前は市の職員さん方が出向みたいな形で各地区公民館にいらっしゃいました。そのときももちろん、市の職員の方ですから頑張っていただいたんだろうと思いますけど、自主的な地区の活動においては今の指定管理制度のほうが私はいいなという気がします。各地区で様々なイベントをやっております。そういう中で、先ほどからもあったように、一番長い方で15年、浜ももちろんその中に含まれるんですけど、15年仕事をやっていた

だいています。様々な地区の活性化に関しては、その主事の方がリードをしているんですね、 会議の席でも。

それは、鹿島地区を除いては振興会というものがあります。そういうふうな中で、振興会の組織の中には、区長会であったり、地区の体育協会、それとか、浜においては水とまちなみの会とか、下部組織があります。そこが協力して様々な事業をやっているわけですけど、やはり主事の方、10年以上勤めていたら、その方たちがずっと今までも10年間経験をしてきているということで、会議の席でもリードをしておられます。私は、それはそれでいいんじゃないかなと。区長会も、長い方は10年ぐらい区長をやられる方もいるでしょうが、基本的に1期2年ということで、2期か3期という方が一番多いわけですね。

そういう中で、私も以前からお話をしていたのは、主事の方たち、今2人体制でやっていますけど、この方たちの給与に関しては毎年少しずつのベースアップはあってもいいんじゃないかなと、そんなに大きな額じゃなくてもとは私は思っています。1回は、前の副市長の方に言ったのは、こういうふうに暮れになったら、昔でいう餅代、少しぐらい期末手当をやってもいいんじゃないかと、それだけ主事の人たちは頑張っているというお話もしました。しかし、担当課長からあったように、この15年間、全く金額は定額ですよね。同じ額で進んでいる。福利厚生はもちろんそうです、時代の流れとして。最低でも福利厚生はやっていかないといけない。そういう中で、もう少し考えていただいたらどうかなと。

今度の12月の一般質問の中で、私は主事の仕事ぶりを一部紹介させていただきます。そのときにも話をしますが、6地区あって、その主事、主任、それからもう一人の主事の方、勉強をされていると思いますよ。市役所の職員の方々も各課で勉強されているでしょうが、主事の方たちもよく勉強されています。そして、連絡協議会で様々な横のつながりで、いい事例を即座に取り入れ、そして、公民館便りとかも、多分、生涯学習課の課長が全部読まれているはずなんですよ。私もほかの地区がどうなのか、公民館に行って、公民館に行けば、6地区の公民館便りは置いてありますから、それをずっと見ています。やっぱりよくやられていると思いますよ。あなた方、市の職員の方々が15年間全く給料が上がらなかったらどうなのかなと。そこの辺りはやっぱり考える必要があると思います。

再度、まずは担当課長、そこの辺り、ちゃんとしたテーブルの上にこの議題というか、これをのせていただいて、庁内で協議をしてほしいなと思うんですけど、どうでしょうか。

〇議長(角田一美君)

嶋江生涯学習課長。

〇生涯学習課長(嶋江克彰君)

お答えいたします。

先ほど賃金のアップについては検討させていただきますということで回答をしましたけれ ども、給料のベースアップというところまではできないのかなとは思っております。ただ、 何らかの手当という形で、少しそういう上積みの分ができればと今考えているところですので、もう少し協議をさせていただいて、そして回答をさせていただきたいと思います。 以上です。

〇議長 (角田一美君)

11番伊東茂議員。

〇11番(伊東 茂君)

各公民館の主事の方も、その経験値の違いはあると思うんですよ。 5年以下経験をされている方、10年以上されている方、そういう方に対してもある程度手当というか、そういうふうなのも加味していく必要が今後はあるんじゃないかなという気がします。

今この主事の採用に関しては、各地区に任せられていると思います。振興会だったら振興会で決めてくださいと、これを継続して雇用を続けていくのか、それとも新しい方を採用するのかというのは。そういうふうなところも、もし可能ならば、地区である程度の許容範囲を持たせていただいて、任せていただけないものか。

副市長、これについて、あなたは非常に長く市の職員から副市長へと今立場があるわけですけど、これについて今までも、15年前も、あなたはこの議会等でもこういうふうな議論をお聞きになったと思います。これについてはどのように考えますか。

〇議長 (角田一美君)

藤田副市長。

〇副市長 (藤田洋一郎君)

今、3人の議員から質疑があっておりますけれども、先ほど市長が申しました、やはり15年たっております。そういう中で、本当に今のやり方、制度を含めて、庁内で検討していかなければならない、そういう時期に来ていると。市長からもありましたように、それを受けて庁内で議論をさせていただきたいと思っております。

どういう結果になりますかは、早めに方向性を出して、公民館の管理運営がうまく進んでいくように、そういう組織体制を構築していきたいと、そのように思っております。

以上です。

〇議長(角田一美君)

11番伊東茂議員。

〇11番(伊東 茂君)

ありがとうございます。副市長からも前向きな発言をいただきました。私も時間があれば 公民館に行って、いろいろ主事とも話をしたり、行事予定等を確認したりしております。そ ういう中で、本当に小さいところから、私たちもいろいろ主事に対して小言といいますか、 言うこともあります。もっと足元から掃除をせろとか、そんなことも言います。区長さん方 からもそういうふうな御指摘を受けたりもします。そういう中で、職員の人たちも主事の人 たちも成長していると思うんですね。そこの辺りをしっかりと見ていただいて、そして、いい結果につながるように、私たちの意見が少しでも反映できればなと思っております。どう ぞよろしくお願いします。

以上で終わります。

〇議長 (角田一美君)

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田一美君)

質疑はないようですから、質疑を終わります。

一括して討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田一美君)

討論を終わります。

採決します。議案第73号 鹿島公民館の指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(角田一美君)

起立多数であります。よって、議案第73号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 能古見公民館及び鹿島市のごみふれあい楽習館の指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(角田一美君)

起立多数であります。よって、議案第74号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 古枝公民館及び鹿島市林業センターの指定管理者の指定については、 これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(角田一美君)

起立多数であります。よって、議案第75号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 浜公民館及び鹿島市臥竜ヶ岡体育館の指定管理者の指定については、 これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(角田一美君)

起立多数であります。よって、議案第76号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 北鹿島公民館の指定管理者の指定については、これを提案のとおり決

することに賛成の諸君の起立を求めます。

「替成者起立〕

〇議長 (角田一美君)

起立多数であります。よって、議案第77号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 七浦公民館及び鹿島市漁村センターの指定管理者の指定については、 これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(角田一美君)

起立多数であります。よって、議案第78号は提案のとおり可決されました。 ここで10分程度休憩します。午後2時35分から再開します。

午後2時26分 休憩午後2時35分 再開

〇議長 (角田一美君)

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第6 議案第79号

〇議長(角田一美君)

次に、日程第6. 議案第79号 財産の取得についての審議に入ります。 当局の説明を求めます。田﨑総務部長。

〇総務部長(田﨑 靖君)

それでは、議案第79号 財産の取得について御説明いたします。

議案書は60ページ、議案説明資料は75ページをお開きください。

新鹿島市民会館(仮称)用備品といたしましてグランドピアノ一式を購入したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が20,000千円以上の財産の取得であり、議会の議決を求めるものでございます。

財産の名称はグランドピアノ一式、取得の目的は新鹿島市民会館(仮称)用備品としてでございます。契約金額は28,693,720円、契約の方法は随意契約、契約の相手方は佐賀市に本店がございます株式会社山楽でございます。

議案説明資料75ページを御覧ください。

グランドピアノの仕様でございますが、スタインウェイ&サンズ製のフルコンサートグランドピアノD-274を1台及び付属備品といたしまして運搬台車、ピアノベンチ、防湿カバー、インシュレーターとなっております。

購入及び仮契約までの経過でございますが、平成30年度に旭九州株式会社様よりスタインウェイ&サンズのフルコンサートグランドピアノの購入を目的とした指定寄附を25,000千円

いただきました。今回、この御寄附の趣旨に沿って購入をするものでございます。

なお、同社製のピアノにつきましては、正規特約店からのみ購入ができることとなっており、鹿島市の入札参加資格者名簿に登録されている佐賀市本店の株式会社山楽と仮契約を締結いたしたところでございます。

契約の方法については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約により仮契約をいたしたところでございます。

仮契約の金額は28,693,720円でございます。

納入期限は令和5年7月31日といたしております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〇議長(角田一美君)

ただいまの説明について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田一美君)

質疑はないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田一美君)

討論を終わります。

採決します。議案第79号 財産の取得については、これを提案のとおり決することに賛成 の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(角田一美君)

起立全員であります。よって、議案第79号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明8日は休会とし、9日午前10時から総務建設環境委員会を開催します。10日から12日までの3日間は休会とし、次の会議は13日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時39分 散会